

各自治会・町内会長 様

刑法犯認知件数（9月末 暫定値）592件（去年同期比+12件）

1 主な犯罪

○空き巣	3件（-7件）
○自転車盗	133件（+9件）
○車上ねらい	21件（-7件）
○部品ねらい	26件（-5件）
○オートバイ盗	49件（+24件）

特殊詐欺 37件（9月末 暫定値） 被害総額 約156,000,000円

（内訳）

オレオレ詐欺	19件	被害金額	約138,000,000円
預貯金詐欺	9件	被害金額	約6,100,000円
融資保証詐欺	0件	被害金額	0円
架空料金請求詐欺	6件	被害金額	約9,100,000円
還付金詐欺	3件	被害金額	約2,800,000円
キャッシュカード詐欺盗	0件	被害金額	0円
その他の手口	0件	被害総額	0円

（令和7年9月末 現在）

※町名別特殊詐欺発生状況

町名	件数	町名	件数
井土ヶ谷上町		真 金 町	1
井土ヶ谷中町	1	清水ヶ丘	1
井土ヶ谷下町	2	西 中 町	
浦 舟 町	1	前 里 町	
永 楽 町		大 岡 岡	4
永田みなみ台	3	大 橋 町	
永田山王台	3	中 村 町	2
永 田 台	1	中 島 町	
永 田 東	1	中 里	
永 田 南	1	通 町	1
永 田 北	1	唐 沢	1
榎 町		東蒔田町	
花之木町	1	南吉田町	
吉 野 町		南 太 田	
宮 元 町		伏 見 町	
共 進 町		二 葉 町	
庚 台		日 枝 町	
弘 明 寺		白 金 町	
高 根 町		白 妙 町	
高 砂 町	1	八 幡 町	1
三 春 台		平 楽	
山 王 町	1	別 所	2
山 谷	1	別所中里台	
蒔 田 町		睦 町	1
若 宮 町		堀ノ内町	
宿 町		万 世 町	
新 川 町		六 ツ 川	5
その他		合 計	37



★自転車盗が増えています★

自転車を盗まれる被害が増えています。

☆盗まれない対策をしましょう☆

- ・ 無施錠で駐輪している自転車が多くの狙われています。
- ・ 「少しの時間だから」「すぐ戻るから」と油断せず、自転車から離れる時には必ず鍵をかけましょう！！
- ・ 自宅の敷地内やいつも止めている場所だとしても、必ず鍵をかけるクセを！
- ・ 鍵を2つかけるダブルロックが有効です☆

担当：南防犯協会事務局
（南警察署内：生活安全課）
電話045-742-0110



南区交通事故統計《10月》

令和7年9月末現在 概数



発生件数

	令和7年	令和6年	増減数
神奈川県内	15360	15046	314
横浜市内	5197	5310	-113
南区内	297	277	20

死者数

	令和7年	令和6年	増減数
神奈川県内	78	95	-17
横浜市内	28	28	0
南区内	1	2	-1

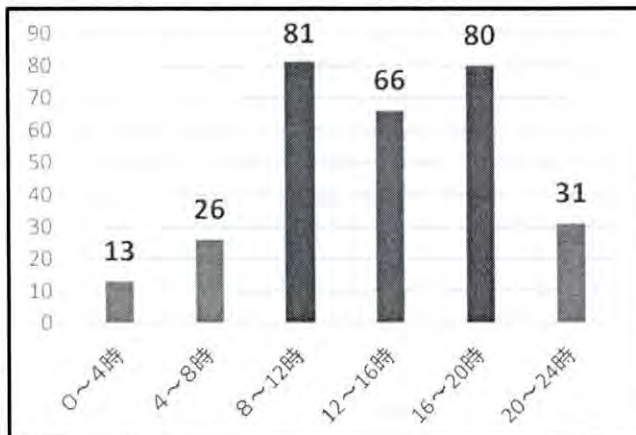
負傷者数

	令和7年	令和6年	増減数
神奈川県内	17719	17474	245
横浜市内	5891	6074	-183
南区内	331	311	20

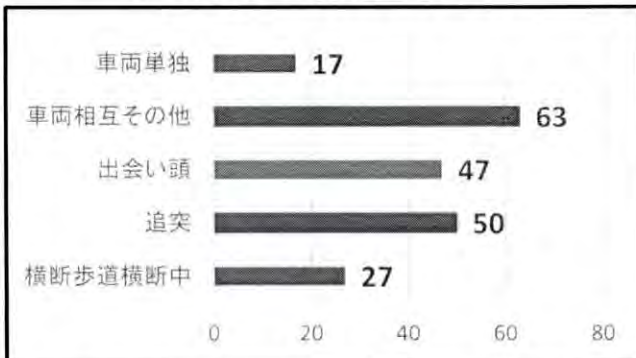
関係事故

	令和7年	構成率	増減数
高齢者	95	32.0%	-6
子供	21	7.1%	-3
二輪車	103	34.7%	3
自転車	65	21.9%	1

時間帯別発生状況



事故類型別発生状況



町名別発生状況

町名	令和7年	令和6年	増減数	町名	令和7年	令和6年	増減数
万世町	2	2	0	平楽	2	0	+2
三春台	4	5	-1	庚台	5	3	+2
中島町	9	2	+7	弘明寺町	1	1	0
中村町	8	5	+3	新川町	1	4	-3
中里	9	11	-2	日枝町	2	3	-1
井土ヶ谷上町	2	5	-3	東蒔田町	2	3	-1
井土ヶ谷下町	10	8	+2	榎町	3	3	0
井土ヶ谷中町	6	8	-2	永楽町	0	3	-3
八幡町	1	2	-1	永田みなみ台	5	3	+2
六ツ川	24	43	-19	永田北	4	2	+2
共進町	2	4	-2	永田南	2	3	-1
別所	15	18	-3	永田台	0	2	-2
別所中里台	0	2	-2	永田山王台	11	10	+1
前里町	14	6	+8	永田東	16	10	+6
南吉田町	3	2	+1	浦舟町	3	2	+1
南太田	19	8	+11	清水ヶ丘	3	2	+1
吉野町	6	5	+1	白妙町	0	1	-1
唐沢	1	0	+1	白金町	7	6	+1
堀ノ内町	5	2	+3	真金町	10	9	+1
大岡	24	17	+7	睦町	3	4	-1
大橋町	1	0	+1	花之木町	1	5	-4
宮元町	18	19	-1	蒔田町	2	0	+2
宿町	5	3	+2	通町	16	7	+9
山王町	2	1	+1	高根町	4	6	-2
西中町	0	3	-3	高砂町	4	4	0

合計 1188 1090

南警察署からのお知らせ

神奈川県では交通事故・交通死亡事故が増加しています！
暑い季節が終わり、朝夕は肌寒い季節になってきました。例年、9月ごろから12月に向けて、交通事故発生件数が伸びる傾向にあります。安全確認、歩行者優先、早めのライト点灯を心掛けてください。



自転車安全利用五則を確認しましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

みんなでヘルメット！



～ 安全は 心と時間の ゆとりから ～

神奈川県南警察署 交通課

令和7年火災・救急概況

書類
番号

2

南消防署
1月1日～9月30日

1 南区火災・救急状況

区分 \ 年別		令和7年	令和6年	増△減
火災件数		44	30	14
火災 種別	建物	36	20	16
	林野	0	0	0
	車両	2	2	0
	船舶	0	0	0
	航空機	0	0	0
	その他	6	8	△2
焼損床面積 (㎡)		561	290	271
死者 (人)		3	2	1
負傷者 (人)		7	3	4
主な火災 原因	放火(疑い含む)	8	10	△2
	電気機器	7	5	2
	こんろ	7	5	2
	たばこ	4	3	1
	灯火	2	0	2
救急出場件数		11,357	11,696	△339
救急 種別	急病	8,216	8,691	△475
	一般負傷	2,044	1,985	59
	交通事故	325	317	8
	その他	772	703	69

2 横浜市火災・救急状況

区分 \ 年別		令和7年	令和6年	増△減
火災件数 (件)		590	487	103
焼損床面積 (㎡)		4,349	4,962	△613
死者数 (人)		17 (2)	20 (1)	△3
負傷者数 (人)		90	84	6
救急出場件数 (件)		183,010	191,908	△8,898
救急 種別	急病	127,771	135,995	△8,224
	一般負傷	33,672	34,717	△1,045
	交通事故	6,514	6,706	△192
	その他	15,053	14,490	563

* 死者数欄()内の数値は、放火自殺者の内数

3 行政区別火災・救急状況

区分	年別	火災			救急		
		令和7年	令和6年	増△減	令和7年	令和6年	増△減
行政区別 件数	鶴見	49	34	15	13,361	14,159	△798
	神奈川	34	33	1	11,582	11,892	△310
	西	17	25	△8	7,960	8,054	△94
	中	69	66	3	13,341	13,832	△491
	南	44	30	14	11,357	11,696	△339
	港南	26	17	9	11,179	11,658	△479
	保土ヶ谷	30	18	12	9,428	10,243	△815
	旭	33	27	6	11,745	12,683	△938
	磯子	32	14	18	8,213	8,733	△520
	金沢	29	30	△1	9,711	10,269	△558
	港北	55	60	△5	14,770	15,233	△463
	緑	27	14	13	8,200	8,862	△662
	青葉	31	23	8	11,365	11,791	△426
	都筑	28	11	17	7,929	8,264	△335
	戸塚	38	32	6	13,449	13,974	△525
	栄	13	17	△4	5,808	6,061	△253
	泉	19	21	△2	7,484	7,842	△358
	瀬谷	16	15	1	6,083	6,623	△540

※本年数値は速報のため、変更することがあります。また、表は前年同時期との比較です。

4 連合町内会・受持消防団別火災件数

連合町内会名	火災 件数	受持 消防団
太田東部連合町内会	3	第一分団
太田地区町内連合会	4	
寿東部連合町内会	4	第二分団
中村地区連合町内会	6	
蒔田連合町内会	3	第三分団
お三の宮地区連合町内会	6	
堀ノ内睦町連合町内会	1	
井土ヶ谷地区連合町内会	0	第四分団
北永田地区連合町内会	2	
永田みなみ台連合自治会	0	
本大岡地区町内会連合会	3	第五分団
大岡地区連合町内会	3	
別所地区連合町内会	0	第六分団
南永田・山王台連合町内会	1	
六ツ川地区連合自治会	2	
六ツ川大池地区連合自治会	3	
連合未加入自治会、その他	3	第一～六分団
合計	44	

裏面あり

11月は「リチウムイオン電池による
火災防止月間」です。

注意

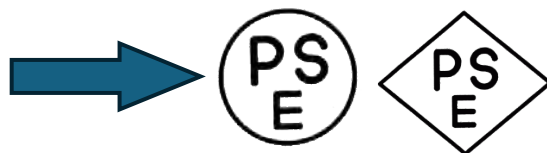
**リチウムイオン電池による
火災多発！！**

市内で9月末までに発生したリチウムイオン電池に起因する火災は、
50件（前年比18件増）で、南区でも**3件の火災が発生**しています。

【使用前に気を付けること】

- ・安全性を満たしていることを示す「**PSE マーク**」が付いているか確認する。

このマークが「**PSE マーク**」



【使用時に気をつけること】

- ・充電中は目の届く範囲に置いて、周りに燃えやすいものは置かない。
- ・膨らんでいる、熱くなっている、変な臭いがするなど異常を感じた場合には、すぐに使用を中止する。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



区連会 10 月 定例会 資料
令和 7 年 10 月 20 日
南 消 防 署

自治会町内会長 様
地区連合自治会町内会長 様

南 消 防 署 長

令和 7 年「秋の火災予防運動」の実施について

令和 7 年 11 月 9 日（日）から 11 月 15 日（土）まで、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。

つきましては、本運動の実施にあたり自治会町内会の各掲示板へのポスター掲出について、御配慮いただきますよう併せてお願い申し上げます。

1 火災予防運動の趣旨

火災予防運動は、区民の皆さま一人ひとりが火災予防を意識することにより、火災及び火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として実施します。

◇ 2025 年度全国統一防火標語

『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】ポスターを掲示板分、自治会町内会長宅へお届けします。掲示をお願いします。

3 火災予防運動の主な内容（情報提供）

(1) 出火防止キャンペーン及び消防総合訓練

ア 日時・場所

11 月 11 日（火）15 時から 16 時 30 分まで・弘明寺商店街（観音橋付近）

イ 実施内容

(ア) 出火防止、住宅用火災警報器の交換等に関する広報及び啓発物品の配布

(イ) 自衛消防隊、消防団及び消防隊が火災等を想定した総合訓練の実施

(ウ) 防火ポスターコンクールの表彰式

* 防火ポスターコンクールの応募作品を、以下の日程で株式会社
イトーヨーカ堂横浜別所店の店頭でサイネージにて掲出します。
11 月 1 日（土）から 11 月 17 日（月）まで（予定）

(2) 清水ヶ丘公園防災スマイリングフェア 2025

ア 日時・場所

11 月 22 日(土) 10 時から 12 時まで・清水ヶ丘公園自由広場

イ 実施内容 (一部)

消防車両展示、起震車体験、A E D 体験、消防音楽隊の演奏、
消防ヘリコプターの離着陸訓練及び一般公開

(10 時 30 分から 11 時 30 分まで。多目的広場にて実施)

南消防署総務・予防課予防係

担当：宮地、女部田

電話・FAX：045-253-0119

メール：sy-minamiyobo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度 南防火防災協会 「防火ポスターコンクール」

秋の
全国火災
予防運動
11/9~
11/15

2025年度全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



最優秀 南防火防災協会 会長賞

別所小学校 3年生 田村 舞桜 さん



南防火防災協会 南消防署 南消防団

南区区連会承認第 30 号 掲示期間：令和7年12月31日

【お問合せ先】 南消防署総務・予防課 電話/FAX:045-253-0119 受付時間：平日8時45分～17時（12時～13時を除く）

区連会 10 月 定例会 資料
令和 7 年 10 月 20 日
総務局 地域防災課

感震ブレーカー設置及び家具転倒防止対策の推進のお願い【周知依頼】

1 趣旨

5月の区連会において、地震発生時における通電火災や家具転倒による負傷等の防止を目的とした感震ブレーカー及び家具転倒防止器具に関する補助制度についてご説明させていただきました。

本事業は昨年度から補助を拡充し、皆様の御協力のもと、区内の多くの方にお申し込みいただいております。

引き続き令和8年1月末まで申し込みを受け付けておりますので、地域での周知に改めて御協力いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※取付代行については、申請要件があります。

4 その他

チラシの提供について

イベント等での配布や回覧等に御協力いただける場合は、下記連絡先までチラシの種類（感震ブレーカー、家具転倒防止器具）と部数をお知らせいただけると幸いです。（自治会町内会以外の団体からの御要望も承ります。）

【連絡先】

横浜市役所総務局危機管理室地域防災課

T E L : 045-671-3456

メール : so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

総務局地域防災課
担当 海野、山羽、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！

重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

↓ 折り線①

9408790

新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社
行

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

↑ 折り線②

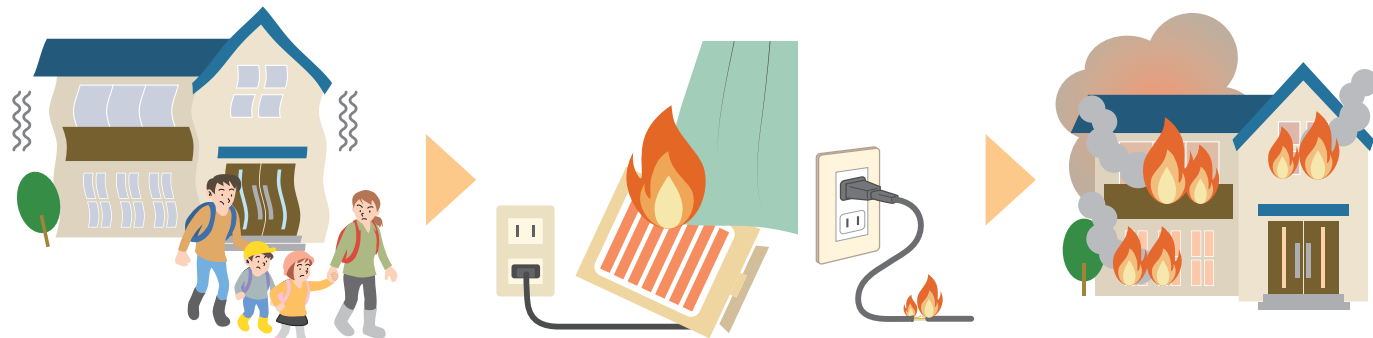
最後にセロテープでここをしっかり止めてください。



なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



！地震発生 停電・避難

！電気の復旧 出火

！火災発生

Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因*です。



※出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。



横浜市の
制度を
Check!

そこで

地震火災の発生を抑えるために、
「感震ブレーカー」を設置し、
大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は
感震ブレーカーの器具代を
全額補助します

対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）

申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

南区対策地域には
追加補助があります

重点対策地域以外の世帯の
方は感震ブレーカーの器具代を
一部補助します

対象商品 感震ブレーカー（3～4 ページの器具）

申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 3～4 ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

下記の要件を満たす世帯の方のみです。

申請要件

同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること

- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件（先着順）

対象地域



オレンジ色

全額補助
重点対策地域

緑 色

一部補助
対策地域

水 色

一部補助
左記以外の地域

重点対策地域・対策地域とは？

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

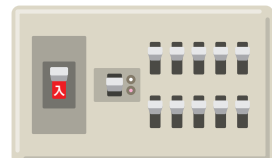
重点対策地域

対策地域

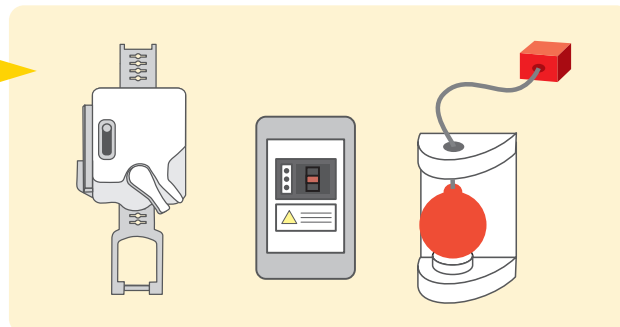
大岡一丁目	井土ヶ谷上町	永田山王台
大岡二丁目	浦舟町 1 丁目	永田東一丁目
大岡三丁目	永楽町 1 丁目	永田東二丁目
庚台	榎町 1 丁目	永田南一丁目
唐沢	榎町 2 丁目	永田南二丁目
山谷	大岡四丁目	東蒔田町
清水ヶ丘	大岡五丁目	別所二丁目
中村町 1 丁目	共進町 1 丁目	別所三丁目
中村町 2 丁目	共進町 2 丁目	別所四丁目
中村町 3 丁目	共進町 3 丁目	別所五丁目
西中町 4 丁目	白妙町 1 丁目	別所中里台
八幡町	白妙町 2 丁目	堀ノ内町 1 丁目
伏見町	高根町 1 丁目	堀ノ内町 2 丁目
平楽	通町 4 丁目	蒔田町
南太田一丁目	中里一丁目	真金町 1 丁目
三春台	中里二丁目	真金町 2 丁目
若宮町 1 丁目	中里三丁目	宮元町 3 丁目
若宮町 2 丁目	中里四丁目	六ツ川一丁目
若宮町 3 丁目	永田北一丁目	六ツ川二丁目
若宮町 4 丁目	永田北二丁目	睦町 1 丁目
	永田北三丁目	睦町 2 丁目

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？

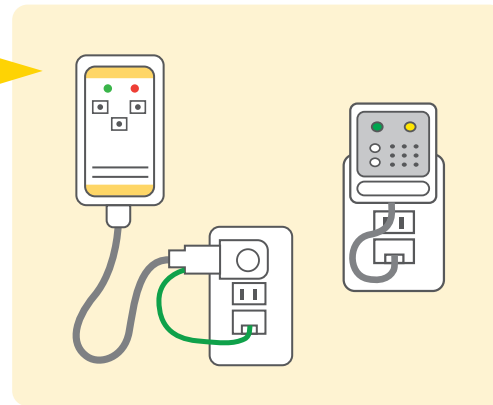


分電盤



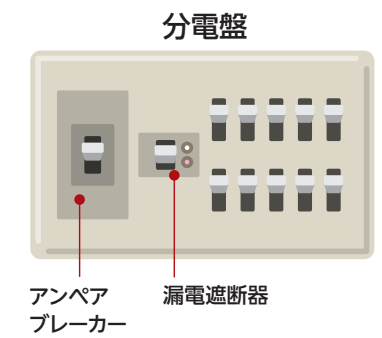
※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？



器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。

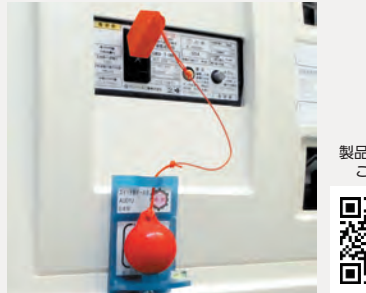


- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55		縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
対策地域	申請者負担額 700 円 (送料・税込)		申請者負担額 700 円 (送料・税込)	申請者負担額 2,300 円 (送料・税込)
上記以外の地域	申請者負担額 1,800 円 (送料・税込)		申請者負担額 1,700 円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900 円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。		・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある)	・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100V のコンセントに差込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
 - 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
 - 届いた器具をご自身で取付けしてください。
- ※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 南区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

☐ 器具配送

☐ 器具 + 器具取付

(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

※重点対策地域の方は無償です。

☐ ヤモリ

☐ Ki感震センサーアース線タイプ

☐ ヤモリ・デ・セット

☐ Ki感震センサー3端子線タイプ

☐ スイッチ断ボール

取付希望日
(取付支援を
選択の方)

投函日・送付日より30日後以降
月 日

取付希望
時間帯

☐ 午前 9時～12時
・
☐ 午後 12時～18時

3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 さらに! 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助**! それ以外の地域は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



東京都狛江市和泉本町4-6-3
横浜市家具転倒防止対策助成事業
横浜事業者
受託事業者
株式会社アイリスプラザ
ユニティ狛江店 行

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

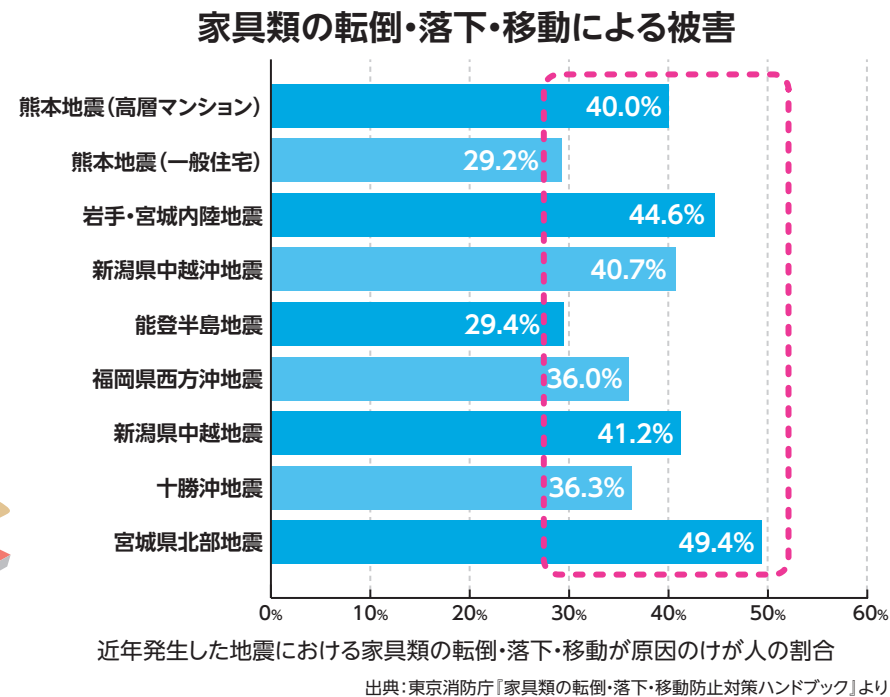
↑ 折り線 ②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

なぜ家具転倒防止器具が必要？

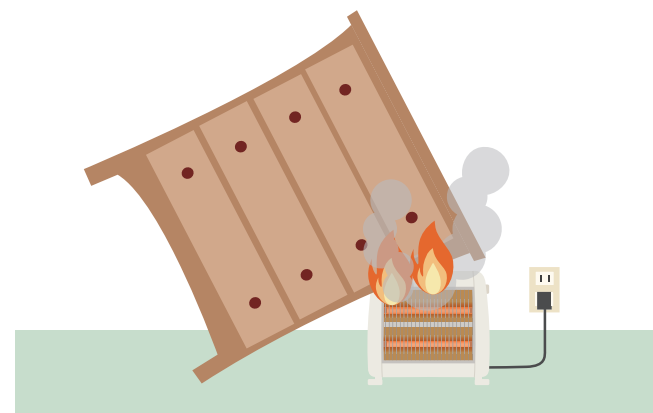
Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



Check! 家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



横浜市の制度

家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付を無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具（4ページの器具）

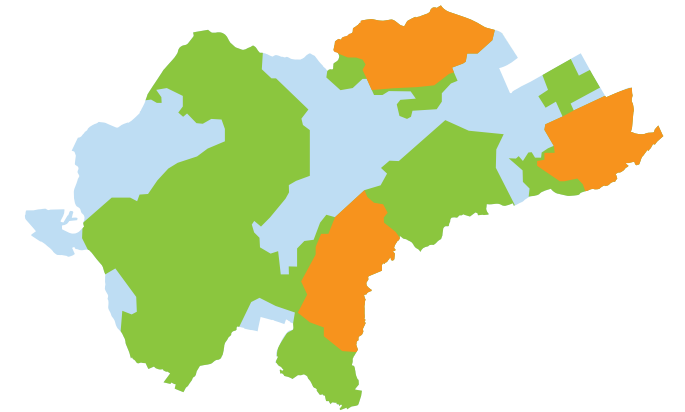
対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

南区は
追加補助が
あります

1世帯
家具
2つまで

対象地域



オレンジ色
全額補助
重点対策地域

緑色
一部補助
対策地域

水色
一部補助
左記以外の地域

重点対策地域・対策地域とは？

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域（不燃化推進地域）」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

重点対策地域

大岡一丁目	西中町4丁目
大岡二丁目	八幡町
大岡三丁目	伏見町
庚台	平楽
唐沢	南太田一丁目
山谷	三春台
清水ヶ丘	若宮町1丁目
中村町1丁目	若宮町2丁目
中村町2丁目	若宮町3丁目
中村町3丁目	若宮町4丁目

対策地域

井土ヶ谷上町	白妙町1丁目	永田北三丁目	別所中里台
浦舟町1丁目	白妙町2丁目	永田山王台	堀ノ内町1丁目
永楽町1丁目	高根町1丁目	永田東一丁目	堀ノ内町2丁目
榎町1丁目	通町4丁目	永田東二丁目	蒔田町
榎町2丁目	中里一丁目	永田南一丁目	真金町1丁目
大岡四丁目	中里二丁目	永田南二丁目	真金町2丁目
大岡五丁目	中里三丁目	東蒔田町	宮元町3丁目
共進町1丁目	中里四丁目	別所二丁目	六ツ川一丁目
共進町2丁目	永田北一丁目	別所三丁目	六ツ川二丁目
共進町3丁目	永田北二丁目	別所四丁目	睦町1丁目
		別所五丁目	睦町2丁目

Step1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア

65歳以上
- イ

身体障害者
手帳の交付を
受けている
- ウ

愛の手帳
(療育手帳)の交付
を受けている
- エ

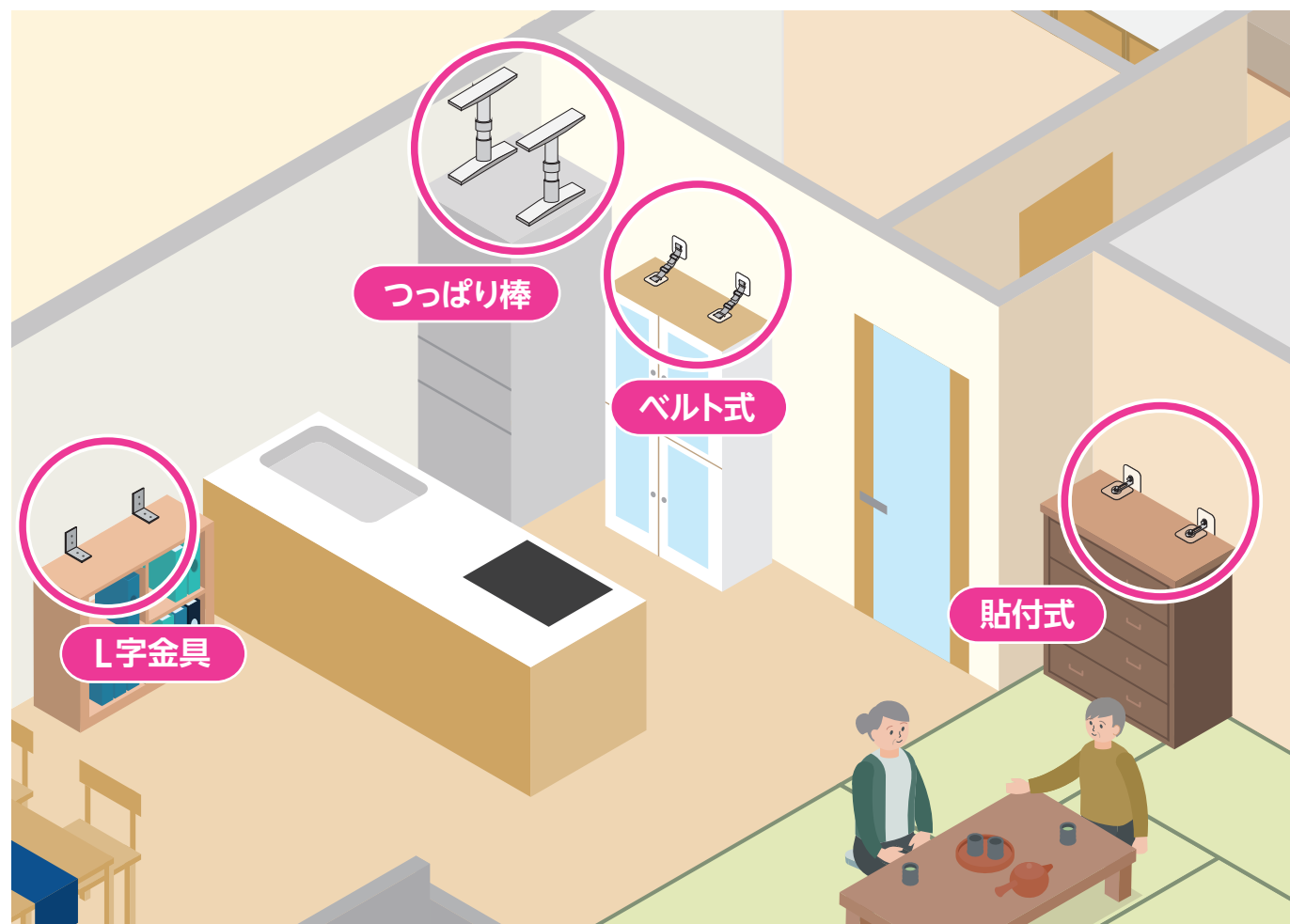
精神障害者
保健福祉手帳の
交付を受けている
- オ

介護保険法による
要介護、又は要支援
の認定を受けている
- カ

中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳
以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度
対象となりません。

Step2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



注意

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域 無償	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		対策地域 小：165円(税込)/個(セット) 中：187円(税込)/個(セット) 大：209円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 小：550円(税込)/個(セット) 中：623円(税込)/個(セット) 大：696円(税込)/個(セット)	
L型金具		重点対策地域 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		対策地域 154円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 513円(税込)/個(セット)	
ベルト式		重点対策地域 無償	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「ダンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		対策地域 176円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 586円(税込)/個(セット)	
貼付式		重点対策地域 無償	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		対策地域 264円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 880円(税込)/個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） <u>同居者全員</u> がいずれかに該当しています。 ☐ 65 歳以上 ☐ 身体障害者手帳等の交付を受けている ☐ 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている ☐ 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている ☐ 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 横浜市 南区
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切
り
取
り
線

令和 7 年 10 月 20 日

自治会町内会長 様

みなみ桜まつり実行委員会
委員長 吉井 肇

第 3 回みなみ桜まつり ぼんぼり協賛及びポスター掲示について（お願い）

秋冷の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、南区の様々な事業に御支援・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、南区では区民相互の交流を促進するとともに、より一層の郷土愛を深め、明るく住みよい区づくりを推進するために、「第 3 回みなみ桜まつり」を開催します。

ステージイベントや民謡流し、区民の皆様が作成した絵どうろうの展示・ライトアップを行う蒔田公園イベントと大岡川沿いの桜のライトアップ・ぼんぼり点灯を実施し、区民の皆様の記憶に残るまつりとなるよう準備をしております。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、当事業の趣旨を御理解いただき、ぼんぼりの御協賛及び各自治会町内会掲示板へのポスターの掲出をお願い申し上げます。

第 3 回みなみ桜まつり 概要

■蒔田公園イベント

日時：令和 8 年 3 月 21 日（土） 14 時 00 分～19 時 00 分
22 日（日） 10 時 00 分～15 時 00 分

会場：蒔田公園

内容：ステージイベント、民謡流し、絵どうろう展示、模擬店・バザー ほか

■大岡川沿いのライトアップ・ぼんぼり点灯

日時：令和 8 年 3 月 20 日（金・祝）～4 月 5 日（日） 18 時 00 分～21 時 00 分

会場：大岡川プロムナード沿い

内容：桜のライトアップ、ぼんぼり点灯

※ぼんぼり協賛の詳細につきましては別添のチラシを御参照ください。

みなみ桜まつり実行委員会事務局

（南区役所地域振興課）

担当：鶴岡、村田

TEL 045-341-1237 FAX 045-341-1240

E メール mn-sakura-matsuri@city.yokohama.lg.jp



第3回みなみ桜まつり ぼんぼり協賛のお願い

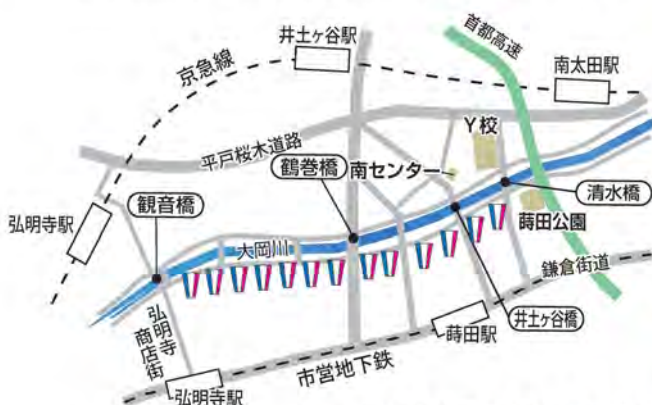
世界に一つだけのぼんぼりを灯しませんか
.....

2面にお好きな文字を入られます



1灯 5,000円

何灯でもお申しいただけます
ご希望の方はまつり終了後にお受け取りいただけます



※掲出場所は指定できません

★申込期限

令和8年1月23日(金)

★申込方法

①インターネット

みなみ桜まつり



▲申込フォーム

②南区役所窓口(6階61番窓口)

★ライトアップ期間

令和8年3月20日(金・祝)
～4月5日(日)

★設置場所

大岡川プロムナード(観音橋～清水橋)



お問合せ先 | みなみ桜まつり実行委員会事務局(南区地域振興課内) TEL 341-1237 / FAX 341-1240

区連会承認第25号 掲示期間: 令和8年1月23日(金)まで

とにかく
話したい！

未来づくりサロン

(旧南区自治会町内会DX推進交流会)

～ほかの地区の役員さんとお話してみませんか？～

日時 令和7年12月13日(土)
13時～16時

場所 南区役所7階会議室
(南区浦舟2-33)

対象 南区内の自治会町内会長、役員等
①自治会町内会でデジタル活用をしてみたい人
②他の自治会町内会と情報交換をしたい人

定員 約40人

締切 令和7年11月28日(金)

LINEなら
できるけど...

紙じゃダメなの？

昨年、他の地域の方と情報交換
ができて良かった、刺激的だった
と好評をいただいた交流会を今年
度も開催します。

役員になったけれど色々不安を
感じている方、お茶を飲みながら
日頃の悩みを共有して次の活動に
生かしてみませんか？

当日のプログラム

第1部 事例紹介と意見交換①

＜事例紹介＞

自治会町内会のデジタル化構想と継続の工夫について

発表者 本大岡地区町内会連合会 デジタル研究会 伊藤孝行 会長

＜質疑応答と意見交換①＞

自治会町内会のデジタル化について

デジタル化の現状やアイデア等について話し合います

気になることは聞いてみよう

第2部 意見交換② 町内会活動をしていて感じること

活動で大変なことや他の町内会に聞いてみたいこと等について話し合います

第3部 名刺交換 ※当日は名刺をご持参ください。お持ちでない方は当日台紙を配布します
交流を深め、多くの方とつながって今後の活動に生かしましょう

申込み等の詳細は裏面へ

申込方法

※郵送の場合は、下記参加申し込み書を地域振興課地域活動係までお送りください。

電子申請（下の二次元コード）



◀申込フォームはこちらから

FAX

045-341-1240

電話

045-341-1235

郵送

〒232-0024
南区浦舟町2-33
南区役所地域振興課
未来づくりサロン担当

未来づくりサロン参加申込書

FAX番号 045-341-1240

※FAX申込みの場合、必要事項を記載してFAXしてください。

お名前 ふりがな

電話番号

自治会町内会名

役職

役員歴

年

◎第2部の意見交換会②で話したいテーマに○をつけてください

- ・加入促進
- ・イベントの周知、集客方法
- ・役員の継承問題
- ・自治会町内会のデジタル化
- ・その他（ ）

※お電話でお申込みの方は、上記参加申込書と同様の内容をお伝えください。

※お預かりした個人情報は、本交流会の運営以外の目的には使用しません。

※申込された方へは、次の方法で確認連絡をします。

（電子申請の方はリマインドメール、FAX・郵送申請の方は電話連絡）

＜問合せ＞

〒232-0024 南区浦舟町2-33

南区役所地域振興課 自治会町内会未来づくりサロン担当

電話：341-1235 / FAX：341-1240

メール：mn-chishin@city.yokohama.lg.jp

書類 番号	9
----------	---

区連会 10 月 定例会 資料
令和 7 年 10 月 20 日
南 区 地 域 振 興 課

南 地 振 第 734 号
令和 7 年 10 月 20 日

自治会町内会長 様

南区地域振興課長

令和 7 年度「人材発掘型・寺子屋みなみ」の開催について（依頼）

日頃から南区政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

南区では、地域人材の発掘・育成を目的とした講座「人材発掘型・寺子屋みなみ」を開催しております。今年度については、地域活動を始めるきっかけづくりに重点を置き、ミドル・シニア世代（概ね 50 歳以上の方）を対象とした全 4 回の講座を開催いたします。

つきましては、区民の皆さまに周知したく、お手数ではございますが、チラシを同封させていただきましたので、掲示をお願いいたします。

【送付書類】

- ・「寺子屋みなみ」開催案内チラシ（掲示板数）

【担当】 南区地域振興課地域力推進担当
太田、瓜生

TEL 045-341-1239

FAX 045-341-1240

ミドル・シニアの 地域デビュー応援講座 50代からの自分発見

あなたのキャリアを活かして、地元で活躍しませんか。
これから何かはじめたい、地域とつながりたい方、歓迎！



日程
(全4回)

各回
10時～12時30分

- 12/ 6 **土** 第1回 **人生100年時代 これからの選択肢を増やす** 【会場】 南区役所
12/20 **土** 第2回 **活動者から学ぶ アイデア立案** 【会場】 中村地区センター
1/18 **日** 第3回 **コミュニティカフェに出かけよう** 【会場】 港南台タウンカフェ
1/31 **土** 第4回 **活動の一步へ向けた挑戦 プラン発表** 【会場】 南区役所

対象

- 区内在住・在勤・在学で、地域活動に関心のある、概ね50歳以上の方。
- 20人（抽選）※全回参加できる人

申込

- 右の二次元コードからお申し込みください
- 11月25日（火）締切

申込フォーム



寺子屋みなみHP



講師

KANYO DESIGN Lab.

岡本克彦

横浜育ち、川崎市在住。
NECグループや企業間フューチャーセンターLLPでの越境・共創活動の経験を活かし、2013年より神奈川県川崎市を中心に地域デザインに取り組み、ソーシャル系大学「こすぎの大学」や「川崎モラル」を企画運営中。



問い合わせ

南区役所地域振興課地域力推進担当
〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 南区総合庁舎6階
電話 045-341-1239 FAX 045-341-1240

南区区連会承認第24号

(掲示期間: 7年11月30日まで)

リチウムイオン電池等の収集開始について（お願い）

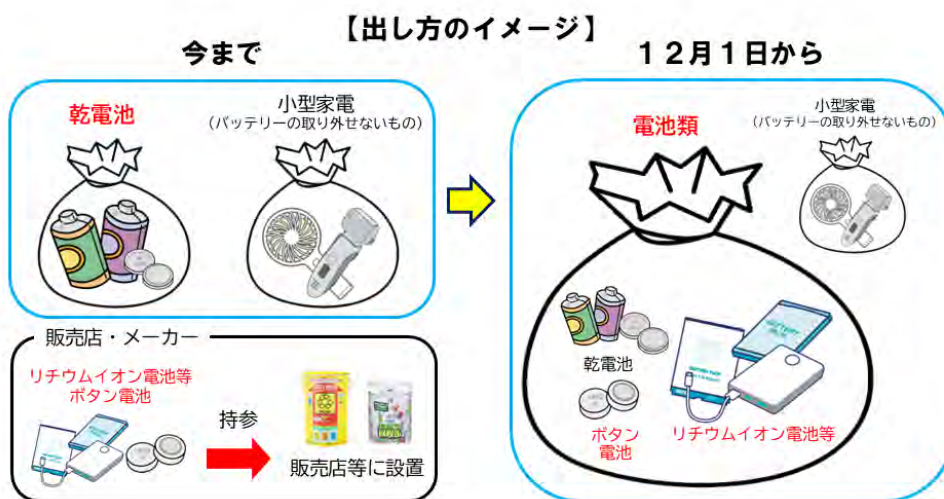
近年、スマートフォンやモバイルバッテリーなどに使用されているリチウムイオン電池等が原因とされる収集車や廃棄物処理施設の火災事故が各地で発生し、報道されております。

リチウムイオン電池等につきましては、現在、横浜市では直接回収しておらず、市民の皆様には、購入先にご相談するか、公共施設や販売店などに設置されているリサイクルボックスにお出しいただくようご案内しておりますが、本市としまして、危険性などについて周知を図るとともに、市民の皆様が廃棄しやすい環境を整える必要があると考え、**令和7年12月1日からリチウムイオン電池等の集積場所における収集を開始すること**といたしました。

つきましては、収集開始に関する旨をご案内したチラシを作成いたしましたので、自治会町内会掲示版への掲出をお願いいたします。

1 収集開始日

令和7年12月1日（月）から



※膨張・破損したリチウムイオン電池等につきましては、お手数をおかけしますが、各区収集事務所までお持ち込みください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 資料（別添）

リチウムイオン電池等の回収開始チラシ

担当：業務課資源化係

大野（貢）、大野（修）

電話／FAX：671-3819／662-1225

e-mail：sj-gyomu@city.yokohama.jp

2025年12月1日から

リチウムイオン電池等の 収集を開始します!

週2回の燃やすごみの収集日に「電池類」として
一つの袋で出してください

家庭から出るすべての電池類が対象です

リチウムイオン電池等

充電して繰り返し使用できるもの
〈例〉モバイルバッテリー、電動自転車のバッテリー



乾電池



コイン電池



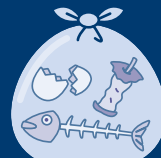
ボタン電池



他のごみとは
混ぜないで



横浜市資源循環局
マスコットイオ



燃やすごみ



バッテリーの
取り外せない小型家電

※可能な限り電池を使い切って、テープ等で絶縁をしてください。

※バッテリーの取り外せない小型家電(手持ち扇風機、携帯ゲーム機など)は、同じ日に別の袋でお出してください。

⚠ 集積場所に出してはいけないもの

■ 膨張・破損したリチウムイオン電池等



■ ポータブル電源

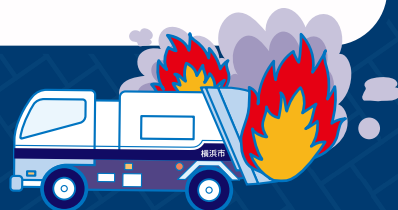
資源循環局収集事務所に
お持ち込みください。

回収時間 9:00~16:00(月曜日~土曜日)
(11:30~13:30は避けてください。)

※自動車・二輪車用のバッテリーは電池類の対象外です。

※一番長い辺が、金属製品で30cm以上のもの、それ以外で50cm以上のものは粗大ごみです。

燃やすごみなどに混入するリチウムイオン電池等が原因による
火災が増えています。事故を防ぐためにご協力をお願いします。



お問合せ先 資源循環局 各区収集事務所

詳細はこちら ▶



年末年始の資源とごみの収集日程について

1 事業の趣旨

本年度の年末年始の資源とごみの収集は以下のとおり行いますので、自治会町内会長様へお知らせをさせていただきます。(詳細は、裏面資料参照)

また、班回覧の中止に伴い、自治会町内会掲示版へのチラシの掲出をお願いいたします。チラシの配布につきましては、11 月下旬に各自治会・町内会へ配送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で周知していただき、掲示板へのチラシ掲出をお願いします。

3 年末年始の収集日程について

- (1) 12 月 31 日 (水) から 1 月 4 日 (日) まで、収集をお休みさせていただきます。
- (2) 「燃やすごみ」「資源物」について、年末は 12 月 30 日 (火) まで、年始は 1 月 5 日 (月) から通常の曜日どおり収集します。

4 広報について

- (1) 自治会町内会掲示板へのチラシ掲出
※11 月下旬に各自治会町内会へ配送させていただきます。
- (2) 各集積場所に収集日程表を貼付
- (3) 広報よこはま 12 月号 (市版)
- (4) ごみ収集車によるアナウンス
- (5) 市・局ホームページへの掲載
- (6) LINE・X (旧 Twitter) などへの掲載

5 資料 (裏面)

年末年始の資源とごみの収集日程

担当：業務課計画係 (収集日程に関するお問合せ)

業務課運営係 (広報に関するお問合せ)

電話：671-2551 (計画係)、671-3815 (運営係)

FAX：業務課 662-1225

年末年始の資源とごみの収集日程

**12月31日(水)から1月4日(日)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

○ 年末も、資源とごみの分別と減量にご協力をお願いします。

○ 資源とごみは、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。

(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)

○ 収集がお休みの日は、資源とごみを絶対に出さないでください。

○ 分別されていないものは収集できません。



横浜市資源循環局マスコットイオ

収集日程を
お確かめの上、
ルールを守って
お出ください。



燃やすごみ・燃えないごみ
スプレー缶・電池類

プラスチック資源

缶・びん・ペットボトル
小さな金属類

12月	28日(日)	収集はお休みです
	29日(月)	通常の曜日どおり収集します
	30日(火)	通常の曜日どおり収集します
1月	31日(水)	収集はお休みです
	1日(木)	
	2日(金)	
	3日(土)	
	4日(日)	
	5日(月)	通常の曜日どおり収集します
	6日(火)	通常の曜日どおり収集します

※ 古紙・古布は、横浜市の回収ではありません。

実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(水)から1月4日(日)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから

又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月4日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月5日以降になります。

令和7年度 横浜市資源循環局



みんなのみなみ わくわく展示・販売会

- 日時：令和7年12月5日（金）11時～14時
- 会場：南区役所 1階多目的ホール
（南区浦舟町2-33）

障害者の働く南区内の事業所で作られた商品の
展示・販売を行います。

雑貨からお菓子まで幅広く取り揃えています。

みなさまのお越しをお待ちしております。

主催：南区地域作業所連絡会
共催：南区地域自立支援協議会



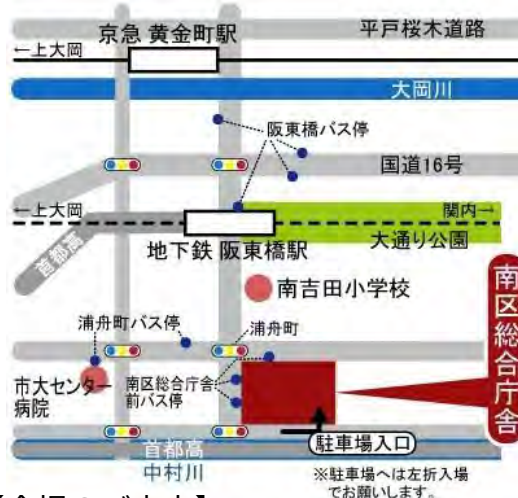
【ご来場時のお願い】

- 体調のすぐれない方はご来場をお控えください
- 会場内でのご飲食はお控えください。

「みんなのみなみ はたらく展」

令和7年11月25日（火）13時～
11月28日（金）17時まで
南区役所 1階ギャラリーにて

展示販売会に出品する事業所や
障害のある方の働く姿を紹介します♪



【会場のご案内】

横浜市営地下鉄阪東橋駅 徒歩約8分
京急線 黄金町駅 徒歩約14分

【お問合せ先】南区地域自立支援協議会事務局（南区高齢・障害支援課） 電話：045-341-1141



展示・販売会 出店事業所一覧

事業所名	販売品目
こそあど ぐるん	*ハンバーガー*自主製品*委託商品(小物・菓子)
ぽれぽれ	パン・焼き菓子
フレンズ南	クラフト製品、布製品他
たんぽぽ	自主製品(ストラップ・ふきん・ポストカード等)
めざみ	焼菓子・自主製品
ラフォーレさくら	自主製品(手芸品)
むつみ	菓子・パン・手芸品
あいの木	菓子・パン・手芸品
へいへいほー	パン・焼き菓子
コスモスの会	和雑貨
つながるカフェ	自主製品



身寄りのない高齢者等への支援について【情報提供】

1 説明の趣旨

身寄りのない高齢者等の支援に向け、情報登録事業及び相談窓口を開始するとともに、リーフレットを作成します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 情報登録事業

(1) 事業の概要

「緊急連絡先」や「エンディングノートの保管場所」などの情報を、事前に市に登録できる「情報登録事業」を今秋から開始します。

お預かりした情報は、いざという時にご本人の意思の反映につながるよう、警察、消防、医療機関にお伝えします。

(2) 対象となる方

市内在住の 65 歳以上の方

(3) 登録項目

- ①かかりつけ医療機関（2 か所まで） ②エンディングノート・もしも手帳の有無、保管場所
- ③本籍地・筆頭者 ④緊急連絡先（3 名まで）
- ⑤葬儀、遺品整理等の生前契約先（2 か所まで） ⑥納骨先 ⑦遺言書の保管場所

(4) 開始時期及び登録・開示の流れ

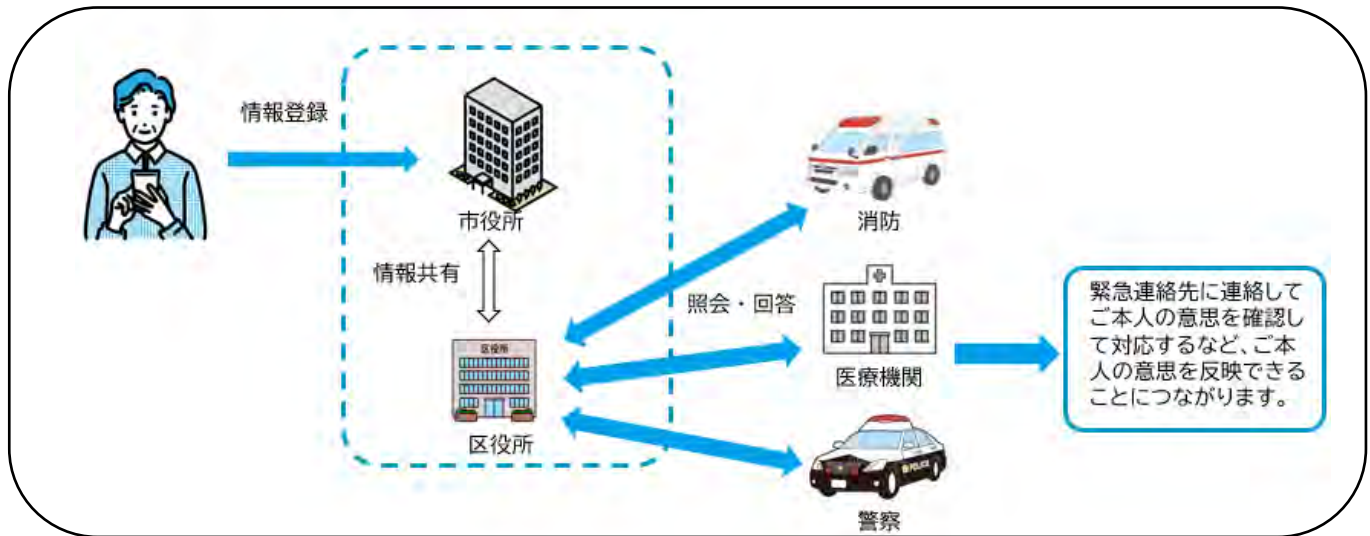
ア 令和 7 年秋

- ①登録を希望される方はスマートフォンやパソコン等を使って、電子申請システムで市に情報を登録します。

イ 令和 8 年 4 月以降（予定）

- ②市から、登録した方に「登録カード」と「登録内容確認書」を発行します。
- ③警察、消防、医療機関は、ご本人の「いざという時」に、ご本人の情報登録の有無を区役所に照会します。
- ④区役所は、システムに登録された情報を確認して、警察、消防、医療機関からの照会に回答します。

ウ 登録・開示の流れ



4 相談窓口の設置

(1) 事業の概要

「終活」に関するお困りごとや情報登録に関するご相談をお受けするため、横浜市社会福祉協議会に相談窓口を設置します。

(2) 設置時期

令和7年秋

(3) ご相談いただける内容

- ・任意後見制度のご案内 ・遺言、遺贈、民事信託等のご案内
- ・相談内容により、権利擁護事業、専門相談への繋ぎ
- ・国ガイドラインや今後作成するリーフレット等に沿った民間事業者を選ぶ際の留意点の説明 等

5 リーフレットの作成

(1) 事業の概要

安心して将来に備えられるよう、終活に関する情報をまとめたリーフレット「終活みちしるべ」を作成します。

(2) 発行時期

令和7年秋

(3) 記載内容

- ・将来に向けて必要となる備え
- ・利用できる行政サービス
- ・終活サービスを提供する民間事業者を選ぶ際の留意点 等

健康福祉局福祉保健課
担当 鳥海、山脇、木内
電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622
メール kf-jouhoutouroku@city.yokohama.lg.jp

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部改正に係る市民意見募集について(情報提供)

1 趣旨

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約 10 年が経過した今年、改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので市民の皆様からの御意見を募集します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 行事要領の主な改正内容

(1) 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

(2) 一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記

- ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

(3) 様式の変更

- ・ 施設設備の欄から「床面」の項目を削除、担当者連絡先の欄を追加

4 意見募集期間

令和7年 11 月 10 日(月)～令和7年 12 月9日(火)

5 意見募集方法

電子メール、郵送、FAX

6 募集案内配架場所等

(1) 各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

(2) 横浜市ホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」に掲載します。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/shoku/yokohamaWEB/hourei/gyoujikaisei.html>

7 添付資料

別紙 意見募集概要

担当:医療局食品衛生課食品衛生係
瀬戸、新井
電話:045-671-2460
FAX:045-550-3587

「行事における食品提供の取扱指導要領」の一部が変わります

～皆さんの御意見をお聞かせください～

別紙

横浜市では、自治会・町内会の皆様が開催するお祭りや、学園祭等の行事で食品を提供する際、食中毒等の食品事故を防止し、安全に行事を開催していただくことを目的として「行事における食品提供の取扱指導要領」を定めています。

制定から約10年が経過した今年、実態に即した形にするために改めて要領の見直しを行い、要領の一部改正の素案をまとめましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

変更点

1 設備の緩和

実態に即して次の事項を削除します。

- ・ 屋内会場や包装品の販売時のテントの天井・側面幕
- ・ テント設置場所の地面の板・シートの設置

2 食品の取扱い

一つのテントで複数の食品を調理する場合の安全な取扱い方法を明記します。

- ・ 品目ごとに調理エリア・器具を分け、担当者を決める など

3 様式

施設設備の欄から「床面」の項目を削除し、担当者連絡先の欄を追加します。

次の内容は、今までと変わりありません。

要領の対象となる行事：自治会・町内会が行うお祭り・学園祭・縁日祭礼・福祉団体が行うお祭り など

行事で提供する食品：「現地で直前に加熱」して「その場で飲食する」ことを原則とします。
提供直前に加熱しないもの（かき氷・餅つきなど）は取扱いに注意しましょう。

福祉保健センターへの手続き

食品取扱従事者の衛生

上記変更点以外の施設設備

意見募集の概要

1. 募集期間

令和7年11月10日(月)～令和7年12月9日(火)

2. 案内配架場所

各区役所生活衛生課、各区役所区政推進課、市庁舎3階市民情報センター ほか

3. 意見提出方法

電子メール、郵送、FAX

意見募集について詳しくはこちらを御確認ください。

横浜市 食の安全ヨコハマWEB



行 事 開 催 届

年 月 日

福祉保健センター長

行事における食品提供について、関係書類を添えて届け出ます。

なお、食品提供にあたっては、保健所の指導に従って衛生管理を徹底し、食中毒等事故防止対策に努めます。

主 催 者	団体名			
	代表者名			
	住所・所在地			
	連絡先	()		
行 事 概 要	開催場所 所在地・名称	横浜市 区		
	行事の名称			
	開催日時	年 月 日 () ~ 月 日 () (時 分 ~ 時 分)		
	行事の種類	ア 町内会、自治会及び商店街等の住民組織が主催する行事 イ 市が主催又は共催する行事 ウ 神社、仏閣等を運営する宗教法人及びその関係団体が主催する行事 エ 各種団体が主催する行事 オ 企業が主催する地域住民等に対して行う行事 カ その他()の一環として、行事の形態で行う場合は除く。) キ ()が主催する行事		
		【参加人数(想定)】 【出店店舗数】調理： 販売		
施 設 設 備	区 画	☐ 屋内 ☐ 屋外 (☐ 囲い有 ☐ その他 ())		
	手洗設備	【給水】 ☐ 水道 ☐ 蛇口付給水タンク 【廃水】 ☐ 既存排水設備 ☐ 廃水タンク 【消毒薬剤等】 ☐ せっけん ☐ 消毒剤 【手拭き】 ☐ ペーパータオル ☐ 個人持ちタオル ☐ その他		
	食 器	☐ 使い捨て容器 ☐ リユース食器		
担 当 者	【所属・氏名】 【連絡先】			

施設設備の欄から「床面」の項目を削除

担当者欄を追加

書類 番号	15
----------	----

南 保 発 第 13 号
令和7年10月20日

自治会町内会長 様

南保護司会
会長 伊東 秀明
南区更生保護女性会
会長 青山 かなよ

会報「更生保護みなみ（第61号）」の広報協力について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、かねてより両会が推進しております更生保護事業の諸般にわたり、ご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、既にご承知のとおり両会が実施している主要行事や日ごろの活動状況等を広く住民の方々にご紹介し、ご理解を深めていただくため標記会報を毎年春期と秋期に定期刊行しております。

このたび第61号を作成いたしました。ご多用の中、誠に恐縮ですが、会報を回覧数分お送りいたしますので貴自治会町内会にてご回覧いただきたく、ご配慮をお願いいたします。

なお、下記の通り誤記載がありましたので、お詫び申し上げます。

1. 正：社明ミ二集会報告（令和7年9月12日現在）

誤：社明ミ二集会報告（令和7年9月30日現在）

2. 正：お三の宮地区連合町内会

誤：お三宮地区連合町内会

3. 正：六ツ川大池地区連合自治会

誤：六川大池地区連合自治会

【問合せ先】

南保護司会・南区更生保護女性会
事務局 中畑

TEL：260-2510

令和7年度 南保護司会総会

5月9日（金）、南区社会福祉保健活動拠点において、南保護司会総会が開催された。

伊東秀明南保護司会会長から、日頃の保護司活動は基より、保護司会の行事にも積極的に参加して頂きたいとの挨拶で総会が始まった。

令和6年度事業報告、収支決算報告、会計監査報告が行われた。続いて令和7年度の事業計画及び予算案について審議が行われた。質疑応答の後、全ての議案が承認された。

総会終了後、横浜保護観察所中臣裕之所長の特別研修が行われた。「保護観察の現状」と題して、滋賀県大津市における保護司殺害事件を踏まえた取り組みについて説明され、観察所と保護司の連絡体制の強化等を実施している状況を説明して頂いた。

会場を旅館「松島」に移して懇親会が開かれた。会食の際には日々の苦労話や現状を報告し合った。先輩保護司からのアドバイスを聞き、夫々が真剣に保護司活動している現状を知った。

会員は楽しい一時を過ごし、和やかな笑い声が聞こえる懇親会であった。



第75回 社明ミニ集会報告 (令和7年9月30日現在)

地 区	実施日	人数	内 容
お三宮地区連合町内会	8月26日	43名	少年非行と立ち直り、地域の関わり
堀ノ内睦連地区合自治会	8月27日	45名	闇バイトとは？特殊詐欺の傾向と対策
井土ヶ谷地区連合町内会	7月19日	38名	「学校の今」
南永田山王台連合町内会	7月26日	40名	中学生の実情や生活態度、問題等について
北永田地区連合町内会	7月30日	31名	特殊詐欺について
六ッ川地区連合自治会	6月28日	37名	自殺の現状とゲートキーパーについて
六川大池地区連合自治会	9月7日	45名	薬物について、ダルクケアセンター所長講話
本大岡地区連合町内会	8月10日	30名	地域の安全安心、保護司の活動内容



発 行 南 保 護 司 会
南区更生保護女性会
発行人 伊 東 秀 明
編集人 永 井 正 己
事務局 福 祉 協 議 会 内
045 - 260 - 2510
承 認 南 区 第 26 号
印刷所 株 式 会 社 日 栄

第75回「社会を明るくする運動」南区推進大会

立ち直りを支える地域の子カラ

7月6日(日)、第75回「社会を明るくする運動」南区推進大会が南公会堂で開催された。「社会を明るくする運動」とは、犯罪や非行を防止し、犯罪や非行をした人達の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動である。

第1部の式典は、「開会のことば」で始まった。主催者代表として吉井肇大会委員長が「南の風はあたたかい」という言葉通りの地域である事を感じるとの挨拶に続き、伊東秀明南保護司会会長から「地域で作る明るい社会」のメッセージと共に、標語募集に多くの参加があったことへの感謝の意を表された。

続いて、社明推進大使に任命された高澤和義南区長に大使のタスキが渡され、内閣総理大臣からの「黄色い羽根のもと、犯罪や非行を防止し、社会を支える地域の力を」とのメッセージが伝達された。

大会のシンボルマークである黄色い羽をテーマとし、社会を明るくする運動を分かりやすく描いた鉄拳さんのパラパラ漫画のショートムービーが上映された後、来賓として高澤和義南区長、小美濃慶子横浜保護観察所復帰対策官、大場泰彦神奈川県南



大会のシンボルマークである黄色い羽をテーマとし、社会を明るくする運動を分かりやすく描いた鉄拳さんのパラパラ漫画のショートムービーが上映された後、来賓として高澤和義南区長、小美濃慶子横浜保護観察所復帰対策官、大場泰彦神奈川県南

警察署署長から祝辞を頂いた。

続いて標語優秀作品表彰が行われた。応募総数247点の中から、永田台小学校、永田小学校、永田中学校、各校3名計9名が優秀作品として壇上で披露され、表彰された。

応募された全ての作品は会場ロビーに展示された。

第2部のイベント交流は、永田台小学校、永田小学校、永田中学校吹奏楽部による、学校紹介や演奏が披露された。それぞれが真剣に練習に取り組んできた成果を発表する姿に会場から盛大な拍手が寄せられた。

大会の最後に青山かなよ南区更生保護女性会会長から「黄色い羽根を心の中に、安心安全な社会を願って」との挨拶と共に、閉幕となった。

南保護司会と南区更生保護女性会が一丸となって運営し、「再犯防止」を地域で支える実りある大会となった。更生保護のホゴちゃんの着ぐるみも大変人気となり会場は大いに盛り上がった。





「社会を明るくする運動」
第14回 標語入賞作品

*大丈夫 その一言で あたたまる
横浜市立永田小学校 黒沼 堇

*あの時に ゆるしてくれて ありがとう
横浜市立永田小学校 加藤 美咲希

*決めつけず 人を信じる 思いやり
横浜市立永田小学校 寺田 新芽

*その勇気 誰かを助ける 第一歩
横浜市立永田台小学校 町田 藍子

*一人じゃない 助けてくれる 人がいる
横浜市立永田台小学校 山田 千夏

*一人じゃない そばにはいつも 仲間がいる
横浜市立永田台小学校 金谷 歩楓

*ひと言で 笑顔をつくる ありがとう
横浜市立永田中学校 及川 菜月

*声かけて 増やす仲間と 安全を
横浜市立永田中学校 勝部 はんな

*困りごと 抱え込まずに 相談を
横浜市立永田中学校 大石 啓人



第2部「イベント交流」

1. 永田台小学校

「永田台小学校と地域とのつながり」



2. 永田小学校

「～地域とつながる永田の輪～」



3. 永田中学校 吹奏楽部

「吹奏楽のための土俗的舞曲」
「鎌倉殿の13人 メインテーマ」
「映画メドレー」
「キセキ」
「勝手にシンドバット」



令和7年度 神奈川県更生保護女性連盟
創設65周年記念事業 リーダー研修

令和7年6月20日（月）横浜保護観察所に於いて、神奈川県更生保護女性連盟創設65周年記念事業リーダー研修が行われました。

研修員は各地区より100名が出席、横浜保護観察所所長 中臣裕之様より挨拶を頂き、講演会は講師 五島つばさ様よりテーマ「ひまわりの譜から紐解く更女の活動について」「戸あなたの愛を信じた生きる力の湧き泉ひまわりの花世界の輪心をつなぐ愛の歌～戸」2005年日本クラウンレコードより社会を明るくする運動の応援歌として発売されました。

その後のグループワークでは各々支部バラバラに分かれ自分の地区の特徴等の話や、活動の様子を聞き、気付きも有り短時間でしたが理解を深めました。最後、手話の出来る方数人が前に出て「ひまわりの譜」を合唱、楽しいリーダー研修となりました。



神奈川県更生保護女性連盟 令和7年度Aブロック研修



8月15日（金）Aブロック研修会が西公会堂で行われました。昭和35年に少年非行や地域の課題と向き合い「ほっておけない」精神のもとに活動し現在では「社会を明るくする運動」を広めていこうと活動しております。

女性会の綱領も大切ですが「社会を明るくする運動」に五つの誓いというものがあります。

「社会を明るくする運動」五つの誓い

- ① 犯罪や非行のない明るい社会を築きます。 ② 再犯防止は更生保護の使命です。
- ③ 地域のチカラで立ち直りを支えます。 ④ お帰りの心で仕事と居場所を作ります。
- ⑤ 幸福(しあわせ)の黄色い羽根で理解の輪を広げます。

「これからはもっと力を入れて、世間に知ってもらえるよう頑張りましょう」武田会長の力強い挨拶がありました。その後、西保護司の小国 徹様の口笛演奏・佐上 智美様 キーボード演奏を交え、金沢動物園の飼育員をされた話やBBS会員だった時のエピソードなど口笛の演奏と、一緒に声を出すことでコミュニケーションがたかまり一体感を得ることが出来ました。聞くだけの一方通行の研修会ではなく会場が一つにまとまり和やかな研修会になりました。



薬物乱用防止キャンペーンに参加 弘明寺商店街をパレード

6月15日（日）、神奈川県南警察署、薬剤師団体、南保護司会合同で薬物乱用防止キャンペーンを実施した。晴天に恵まれパレード日和であった。

大場泰彦神奈川県南警察署長や、来賓の方の挨拶のあと、弘明寺観音前から弘明寺商店街アーケードを市営地下鉄弘明寺駅までパレードした。

神奈川県警察音楽隊を先頭に各団体が薬物乱用防止の理解と協力を訴えた。

薬物乱用防止キャンペーンは警察を中心に関係機関（薬剤師）や地域団体（保護司会）の協力のもと、近年社会で蔓延し、その使用が低年齢化している大麻や脱法ドラッグなどの根絶を目的として実施している。

保護司会チームは薬物乱用防止パンフレットのほかティッシュペーパー、ビスケット、絆創膏等を多くの見学者に配布し大変盛り上がった。

警察署、薬剤師、保護司会の活動に地域住民が理解をしていただき、互いに一致協力して薬物乱用防止活動に努めたい。



令和7年度 第Ⅰ期地域別定例研修会

「就労支援について」

6月10日（火）、福祉保健活動拠点において第Ⅰ期地域別定例研修が開催された。

「就労支援について」をテーマに、神奈川県就労支援事業者機構の就労支援員桑原明夫氏と谷川明日香主任官を講師として行われた。

就労は、経済的に自立して安定した生活を送る上での基盤であると同時に、規則正しい生活習慣を身に付け、精神面での安定を保持する上でも重要な要素といえる。刑務所出所者等の再犯防止のためには、就労支援や雇用の確保がとても重要である。

就労は再犯防止の重要課題といえる一方、保護観察対象者等はその資質や前歴、職歴等の問題から、自力で就労することや、就職に定着することに困難を抱えている人がいる。

神奈川県内の協力雇用主の数は949社あるが、業種は多岐に渡り、建設業が約7割を占めている。

神奈川県就労支援事業者機構は、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止する組織である。

就労支援対象者は主任官と保護司による協議の上、保護観察所長が認定する。対象者の資格、免許等を考慮して就職先を選定する

職場で多く見られる問題点は、約束や時間が守れない、遅刻や無断欠勤を繰り返す、不注意が多く、対人関係が苦手であることが多い。

離職する理由は仕事や待遇への不満や職場の人間関係によるもの等様々な原因がある。就労意欲を維持させる苦労もあるとのこと。

犯罪や非行をした人達の就労について、知識を得たが、雇用主の苦労や対象者の思いを考えさせられる研修であった。





更生保護女性会だより



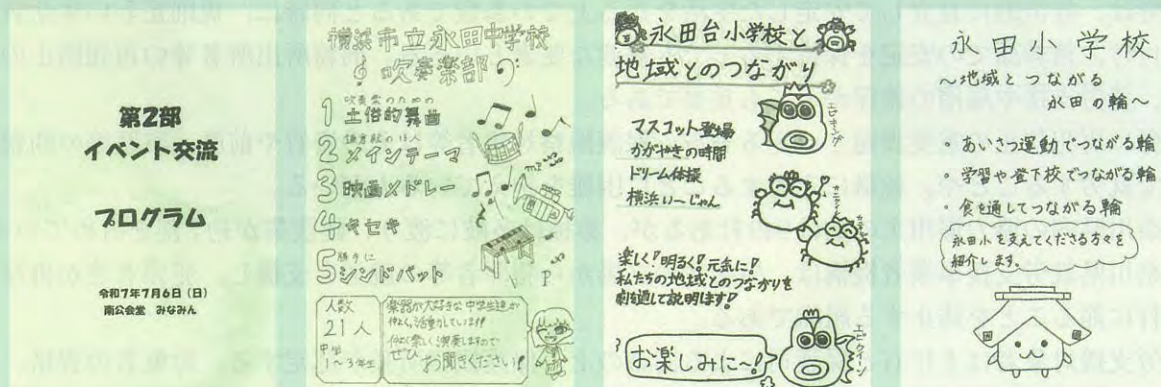
第75回「社会を明るくする運動」南区大会

令和7年7月6日（日）「社会を明るくする運動」南区推進大会が南公会堂で開催されました。

令和7年は永田小学校、永田台小学校、永田中学校の生徒・児童の皆様に「社会を明るくする運動」の標語作りをお願いし全作品297枚をロビーに展示いたしました。

第一部式典では南区保護司会伊東会長の開会の言葉の後、主催者を代表して南区連合町内会連絡協議会吉井会長より挨拶があり、石破内閣総理大臣より「社明一日大使」のメッセージとタスキが南区長 高澤和義様に託され、その後來賓の方にご挨拶を頂きました、そして、優秀作品に選ばれた生徒、児童により発表され、壇上で少し上気した笑顔がまぶしく感じられました。

第二部のイベント交流プログラムでは永田小、永田台小の児童が制作した地域とのつながりをテーマに子供たちの目で見えたこと体感したことなど、工夫をこらした劇やスライドで紹介され、永田中学校の吹奏楽部は21人と少ないながらも、迫力ある演奏で楽しませてくれました。手作りの企画は子供たちの気持ちが詰まった素晴らしいステージでした。



活動報告

3月22・23日 南区桜まつり
5月 南区更生保護女性会総会
紙面総会用案内 送付 成立
まこと寮食事作り（9・10・11・2月）予定



これからの予定

9月17日 南区更生保護女性会日帰り研修会
10月30日 第73回 横浜市更生保護大会
1月 春のつどい 保護司会と共催 未定
3月 会員交流会 未定

書類 番号	17
----------	----

区連会 10 月 定例会 資料 令和 7 年 10 月 20 日 南 区 地 域 振 興 課
--

自治会町内会長 様

南区青少年指導員協議会
会 長 山 崎 直 宏

第 45 回ボイス・オブ・ユース（青少年の主張）開催について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当協議会の活動につきましては、多大な御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、青少年の思い・考えを把握・理解し、青少年の健全育成を図ることを目的に、第 45 回ボイス・オブ・ユース（青少年の主張）を開催いたします。

つきましては、ポスターの掲示をお願いいたします。

（送付書類・部数）

第 45 回ボイス・オブ・ユース（青少年の主張）開催チラシ 掲示板数

【問合せ】南区青少年指導員協議会事務局
〈南区地域振興課区民活動推進係内〉

担当 古尾谷・今井

TEL 341-1238 ・ FAX 341-1240

第45回 ボイス オブ ユース -青少年の主張-



オープニングアトラクション
神奈川県立横浜清陵高等学校 吹奏楽部

2025. **12.7** (日)
13:00 (開場 12:30~)

みなみん(南公会堂) 入場無料

ボイスオブユースとは



問合せ先

南区青少年指導員協議会事務局
(南区地域振興課内)
TEL : 341-1238
FAX : 341-1240

主催 南区青少年指導員協議会
共催 南区役所
運営 区内小中学生

協賛 南区連合町内会長連絡協議会 / 横浜南ロータリークラブ
横浜南陵ロータリークラブ / 横浜南央ロータリークラブ
日本濾水機工株式会社 / 株式会社ジェイコム湘南・神奈川
横浜テレビ局 / 横浜弘明寺商店街協同組合 / 横浜橋商店街協同組合 / 横浜市南区薬剤師会



南区区連会承認第●号 掲載期間:令和7年12月7日迄

区連会 10 月定例会資料
令和 7 年 10 月 20 日
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

自治会町内会長 様

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
館 長 日下 晋輔

「みんなの『わっ!』フェスタ」の開催及びポスターの掲示(全地区)・ちらし回覧
(2 地区)について

秋冷の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

「みんなの『わっ!』フェスタ」は、年に一度のみなみ市民活動・多文化共生ラウンジ(みなみラウンジ)のお祭りです。市民活動団体、街の先生、多文化ボランティアが日頃の活動の成果を発表するほか、どなたにも楽しんでいただけるプログラム満載のイベントです。

区民の皆様に御来場いただきたく、貴自治会町内会の掲示板に本ポスターを御掲出くださいますようお願い申し上げます。

また、みなみラウンジ近隣の中村地区・寿東部地区におかれましては、班回覧も併せてお願い申し上げます。

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

担当:鈴木悠里

電話:045-232-9544

FAX:045-242-0897

E メール:minami.shimin.act.c@jcom.home.ne.jp

2025年度

みんなの「わっ!」フェスタ

一歩踏み出せば、世界とつながる



日時

11月16日(日) 11:00~15:00

※特別ステージ 15:00~15:30

会場

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
浦舟コミュニティハウス

住所：横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階

アクセス 市営地下鉄ブルーライン「阪東橋」駅4番出口 徒歩5分 / 京浜急行「黄金町」駅 徒歩10分
市営バス68・102・158系統及び京急バス110系統「浦舟町」徒歩1分

問合せ

みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

☎ 045-232-9544 (日本語)

045-242-0888 (外国語)

活動紹介コーナー

薬膳健康づくり研究会
ロープワーク
書道 ほか

体験コーナー

パステルシャインアート
アロマ、おもしろ工作
マイ食器作り
バッグチャーム作り
合気道 ほか

日本語スピーチ

日本語教室学習者の皆さんによるスピーチ

世界のステージ

獅子舞披露、日本伝統楽器演奏
日本語スピーチ、タイダンス
韓国チャンゴ演奏&舞踊
ほか

世界のお茶

韓国、中国、ネパール、
インドネシア、タイ、モンゴル、
オーストラリア、ベトナム

民族衣装着付コーナー

日本の着物体験、世界の民族衣装体験

世界の料理

韓国、中国、インドネシア
ベトナム、タイ、台湾

みなみラウンジHP



Instagram



MINAMI_346



みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

Minami Citizens Activity & Multicultural Lounge

南区区連会承認第22号 掲示期間2025年11月16日まで

街の先生ミニ体験コーナー・展示

- ★パステルシャインアート体験（街の先生 白岩秀勝）
- ★マイ食器作り（街の先生 深谷住江）
紙芝居読み聞かせ（街の先生 紙芝居師たちつて☆トミー）
- ★ミニリース作り（街の先生 手老和子）
キッズ認知症ミニ講座（街の先生 角川衆一）
- ★バックチャーム作り（街の先生 山田ひろみ）
己書（街の先生 はなゆ悠々）
相続講座（街の先生 田代貴祥）
書道作品展示（街の先生 及川重雄）
- ★野草を使った香り袋づくり（街の先生 山田玲子）



日本語スピーチ

日本語スピーチ大会

（南区で活動している日本語教室学習者の皆さん）



物品販売



- ★リメイク、リユース、フェアトレード品
（しょうがパウダー、コーヒー、チョコレートなど）
の販売・試飲（特定非営利活動法人WE21ジャパンみなみ）



民族衣装体験



着物着付け体験（公益社団法人服飾文化研究会国際交流）

世界の民族衣装体験（中国、韓国、タイ、インドほか）

《会場地図》



市民活動団体活動紹介+体験コーナー

- 医療的ケアを体験してみよう（NPO法人Small Step）
- ★香りの体験・ハンドマッサージ（NPO法人アロマピュア）
- ロープワーク体験（南区災害ボランティアネットワーク）
- 合気道の実技体験（合気道楽修会）
- おもしろ工作ランド（NPO法人おもしろ科学たんけん工房）
- 牛乳びっくり箱工作体験（神奈川CST科学教室）
- 写真俳句展示（みなみ俳句会）
- 薬膳健康づくり研究会活動紹介（薬膳健康づくり研究会）
- 名前のしおりを外国語で作ろう
（わたぼうし教室/横濱みなみインターナショナル・スクール）



世界のステージ



- 10:50~ 開幕を飾る！和太鼓&獅子舞
- 11:10~ 日本語スピーチ大会
- 12:30~ 日本伝統楽器演奏
- 12:50~ 笑顔はじける キッズダンス
- 13:10~ 韓国チャンゴ演奏&舞踊
- 13:30~ しなやかに舞うタイの風 タイダンス
- 13:50~ 優しい音色 オカリナソロ演奏
- 14:10~ 心に響く詩の調べ 詩吟
- 14:20~ 情熱あふれる フィリピンダンス
- 14:40~ みなっちの歌で盛り上げよう

15:00~ 特別ステージ：
悠久の音色 二胡の世界



世界のお茶



世界の飲み物試飲（8か国）
韓国、中国、ネパール、インドネシア、タイ、
モンゴル、オーストラリア、ベトナム



世界の料理



- ★世界の料理販売（アジア6か国・地域）
韓国、中国、インドネシア
ベトナム、タイ、台湾

《アクセス》

市営地下鉄ブルーライン「阪東橋」駅4番出口 徒歩5分
京浜急行「黄金町」駅 徒歩10分
市営バス68・102・158系統及び京急バス110系統「浦舟町」徒歩1分

令和 7 年 10 月 吉日

南区新年賀詞交歓会関係団体の皆様

南区振興協議会会長

令和 8 年南区新年賀詞交歓会の開催について（御案内）

平素から南区の振興に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年の新春を迎えるにあたりまして、令和 8 年南区新年賀詞交歓会を次のとおり開催し、南区発展のための新たな門出を祝いたいと存じます。

つきましては、御多用中とは存じますが、御参加くださいますよう御案内申し上げます。

- | | | |
|---|------|---------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和 8 年 1 月 6 日（火）午前 11 時 30 分から |
| 2 | 会 場 | 南区役所 7 階 <u>※会場を変更しました。</u> |
| 3 | 会 費 | 4,000 円（お一人あたり） |
| 4 | 申込方法 | 窓口又は振込での申込をお選びいただけます。 |

(1) 窓口での申込【10 月 31 日（金）から 12 月 5 日（金）期限】

区役所総務課庶務係（区役所 6 階 66 番窓口）へ、別紙申込書に参加費を添えてお申し込みください。窓口で参加者証をお渡ししますので、当日は参加者証をお持ちの上、ご来場ください。誠に勝手ながら、お申込みは 1 団体で 6～7 名様程度までとさせていただきます。

(2) ファックスと振込による申込【12 月 5 日（金）期限】

詳しくは、裏面をご覧ください。誠に勝手ながら、お申込みは 1 団体で 6～7 名様程度までとさせていただきます。

なお、お振込の手数料はご負担をお願いいたします。

※申し込み後の返金、また主催者の責によらない事由で会が中止となった場合でも、会費は返金できません。ご了承ください。

※荒天による中止の場合は、1 月 6 日（火）午前 8 時 30 分までに南区ホームページでお知らせします。

5 ファックスと振込による申込のご案内

ファックスによる申込書の送付にあわせて振込をお願いします。

どちらか一方では受付となりませんのでよろしくお願いいたします。

(1) 申込書の送付



ファックスで申込書を送付ください。

申込書送付先：FAX 241-1151 南区振興協議会事務局宛

(2) 専用口座への振込 **【12月5日（金）期限】**



同封の振込用紙「払込取扱票」でお振込みください。

振込先：払込取扱票のとおり

・『**通信欄・ご依頼人**』様欄に必ず、【団体名（印字されている場合は、ご確認ください）（個人参加の場合は不要）・ご住所・お名前】をご記入ください。

※振込手数料は、ご負担をお願いいたします。

(3) 参加者証の送付

お振込みが確認でき次第、振込をされた方（『**通信欄・ご依頼人**』様）に参加者証を郵送でお送りします。参加者の皆さまにお渡しください。



※年末の郵便事情等から、期日以降に振り込まれますと、当日までに参加者証がお手元に届かないことも考えられますので、振込の期限は厳守をお願いいたします。

(4) 当日は参加者証をお持ちの上、ご来場ください。

担当 南区振興協議会事務局 田邊、三宅
(南区役所総務課庶務係)

電 話 3 4 1 - 1 2 2 4

F A X 2 4 1 - 1 1 5 1

No.

令和 8 年南区新年賀詞交歓会 参加申込書

団体名 又は個人名	
--------------	--

団体等に所属していない場合、団体名は不要です。

- ※ 役職名については、主なものを一つ御記入ください。
- ※ 会場整理の都合上、1 団体 6 ～ 7 名様程度まででお願いします。
- ※ 振込申込の場合も、この申込書をファックス等でご送付ください。
振込額と参加申込書の合計額があっていることをご確認ください。

お名前	役職名	事務局使用欄
人 × 4 , 0 0 0 円 = 合計		, 0 0 0 円

上記の金額を添えて(振込し)、申し込みいたします。

申込日：令和 年 月 日	
申込者氏名：	連絡先(電話)：
申込者住所：〒 —	

申込書送付先) FAX 241-1151 南区振興協議会事務局あて

払 込 取 扱 票

口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。

00		口座記号										口座番号 (右詰めで記入)										金額		千		百		十		万		千		百		十		円	
※		0		0		2		4		0		※		5		※		1		3		7		8		9		1		金額		※							
加入者名																料		金		備考																			
南区振興協議会																																							

南区新年賀詞交歓会申込 4,000 円×____人分 No. _____

■自治会・町内会名

〒
おとごろ
おなまえ

(ご連絡先電話番号)

日
附
印

様

裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)
これより下部には何も記入しないでください。

各票の※印欄は、ご依頼人様において記入ください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号		002405										137891									
加入者名		南区振興協議会																			
金額		千 百 十 万 千 百 十 円																			
ご依頼人		おなまえ																			
料金		(消費税込み)																			
備考		日 附 印																			

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。
切り取らないで、お出しください。

この受領証は、大切に保管してください。

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前シンポジウム開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 開催 500 日前イベントの一環として、シンポジウムを開催します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 シンポジウム概要

(1) 日時：11月19日（水）18時から（17時半 開場予定）※参加費無料

(2) 会場：関東学院大学 横浜・関内キャンパス テンネー記念ホール

（最寄駅：JR 京浜東北線・横浜市営地下鉄関内駅 徒歩約2分）

(3) 内容

ア テーマ：ユース世代と考える 地球と共に生きる身近なアクション

イ 登壇者

(ア) 開会挨拶

(イ) GREEN×EXPO 2027 の説明：GREEN×EXPO 協会担当者

(ウ) 基調講演：佐座 槇苗 氏（一般社団法人 SWiTCH 代表理事）

(エ) 特別コンテンツ：ジョイマン（吉本興業）

(オ) パネルディスカッション：佐座氏、市内大学生等

4 申込方法

10月22日（水）から専用WEBページによりお申し込みいただけます。先着500名。

※専用ページについては別途本市HPでご案内いたします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本

電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223

メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

開催500日前シンポジウム



GREEN
×
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トウنگトウング

©Expo 2027

ユース世代と考える 地球と共に生きる 身近なアクション



基調講演・パネリスト

佐座 槇苗

一般社団法人SWITCH 代表理事
サステナビリティ・アドバイザー



特別コンテンツ

ジョイマン

吉本興業所属のお笑いコンビ。
高木 晋哉(左)、池谷 和志(右)

先着**500名**
参加費無料
事前申込

日時 2025年(令和7年)11月19日(水) 18:00-19:45(17:30開場)

会場 関東学院大学 テンネー記念ホール

横浜市中区万代町1-1-1(JR京浜東北/根岸線/横浜市営地下鉄ブルーライン「関内」駅から徒歩2分)

プログラム 司会: 篠原 光 氏(元日テレアナウンサー)

開会挨拶、GREEN×EXPO 2027の紹介、基調講演、特別コンテンツ、パネルディスカッション

パネリストとして市内大学生も参加!

応募方法

① WEBで申し込み



二次元コードを読み取り、
専用サイトから
お申し込みください。

② メールで申し込み

ge500-sympo-entry@ge500symposium.city.yokohama.lg.jp

件名に「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、
氏名、フリガナ、電話番号、メールアドレス、年齢、居住地、
手話通訳の有無を明記してご送信ください。

③ FAXで申し込み

045-565-5075

任意の用紙に、氏名、フリガナ、電話番号、年齢、
居住地、手話通訳の有無、
「11月19日シンポジウム申込」とご記入のうえ、送信ください。

主催: 横浜市

共催: GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

お問い合わせ: GREEN×EXPO 2027シンポジウム事務局

☎ 045-565-5079 10:00-17:00(土日祝を除く)

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名称: 2027年国際園芸博覧会
テーマ: 幸せを創る明日の風景
開催場所: 旧上瀬谷通信施設(横浜市瀬谷区・旭区)
開催期間: 2027年3月19日(金)~2027年9月26日(日)
博覧会種別: A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)

特別市の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】**1 趣旨**

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 特別市シンポジウムの開催

「特別市」の必要性や、実現による効果などについて、分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象にシンポジウムを開催します。

なお、来年3月にも指定都市市長会と共催でシンポジウムの開催を調整しています。詳細は、改めてご案内します。

(1) 日程等

日時：令和7年12月14日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：鶴見公会堂（鶴見区豊岡町2-1 フーガ1 6階）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

12月10日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・ 今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼 FAX 申込書を送付いたします。
- ・ 横浜の未来の選択肢である「特別市」に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

4 出前説明会のご案内

市職員がお伺いして、「特別市」の内容について直接ご説明する出前説明会を実施しています。自治会・町内会をはじめ、少人数のグループでも構いません。お気軽にお問い合わせください。

5 特別市の法制化に関する最近の動向

(1) 国における議論

昨年 12 月、総務省が「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」を設置し、特別市等の議論を行い、6 月に報告書が取りまとめられました。

(2) 県内三政令市で連携した取組状況

8 月 26 日、「県内三政令市市長・正副議長懇談会」を開催し、「次期地方制度調査会における『特別市』の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める三市共同要請」を取りまとめました。



(3) 指定都市を応援する国会議員の会の決議

6 月 19 日、政令指定都市に関係する約 200 名の超党派国会議員で組織される「指定都市を応援する国会議員の会」（会長：逢沢一郎衆議院議員）が、「我が国を取り巻く環境変化や将来を見据え、次期地方制度調査会に、特別市制度の法整備を含めた大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を求める決議を行い、9 月 4 日、会長が内閣総理大臣、総務大臣に決議文を提出しました。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・渡邊・鈴木
〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

TEL: 045-671-2952 FAX: 045-663-6561

E メール: ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

書類 番号	22
----------	----

区連会 10 月定例会説明資料 令和 7 年 10 月 20 日 みどり環境局 戦略企画課 財政局税務課
--

横浜みどりアップ計画[2024-2028]1年目の 実績報告について

1 事業の趣旨

横浜みどりアップ計画につきましては、2009 年度から、横浜みどり税を財源の一部として活用させていただきながら、緑の保全・創出に向けた様々な事業・取組を推進しています。

2024 年 4 月からは 4 期目となる新たな 5 か年計画[2024-2028]に取り組んでいます。

このたび、1 年目の 2024 年度を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたのでご報告いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 配布資料

- (1) 横浜みどりアップ計画[2024-2028]2024 年度の実績概要リーフレット
- (2) 1 年目（2024 年度）の区別実績
- (3) 「横浜みどり税」の説明チラシ

【問合せ】

横浜みどりアップ計画の広報に関すること

みどり環境局戦略企画課 TEL：671-2712 FAX：550-4093

横浜みどり税に関すること

財政局税務課 TEL：671-2253 FAX：641-2775

横浜 みどりアップ計画

[2024-2028]

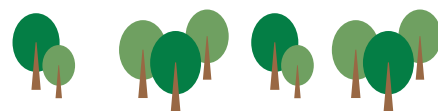
2024(令和6)年度の実績概要



緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、2009年から「横浜みどり税」を財源の一部として活用しながら「横浜みどりアップ計画」を進めています。このリーフレットは、2024(令和 6)年度に実施した事業の実績を概要としてまとめています。



横浜みどりアップ計画





市民とともに次世代につなぐ森を育む



森が守られています

●目標(36ha)を上回る面積の森を新たに保全しました。また、必要に応じて市で買取りを行い、残された大切な緑地を永続的に守っています。

緑地保全制度による樹林地の指定面積の推移

樹林地保全の進展

これまでのみどりアップ計画
(2009～2023年度)
15年間1082.5 ha

みどりアップ計画開始前
(1969～2008年度)
40年間861.9 ha



計画開始前の
3倍以上
のスピード
で保全を推進

2024年度
49.5ha

横浜みどりアップ計画期間中(2009～2024)に
合計1132.1 haを指定

※端数処理により、面積の合計が一致しません。



円海山近郊緑地特別保全地区
(磯子区)



羽沢町具行特別緑地保全地区
(神奈川区)

	緑地保全制度 による新規指定	市による 買取り	保全した 樹林地の整備
2024年度実績	49.5ha	7.2ha	推進
5か年の目標	180ha(36ha)	100ha[想定] (20ha[想定])	推進

森の手入れがされ、育まれています

●市民の森愛護会などと連携して、地域の特性を活かしつつ森を保全・管理する計画に沿って、森づくりを行いました。また、維持管理にお困りの所有者に対して助成を行いました。

	森の維持管理	維持管理の助成
2024年度実績	推進	134件
5か年の目標	推進	750件(150件)



上菅田町金草沢東特別緑地保全地区
(保土ケ谷区)

維持管理の助成を行った樹林地(南区)
作業前 → 作業後

森を知る・関わる・つながる機会が広がっています

●森づくりを担う人材の育成として、森づくり体験会や研修を行いました。市民が森に関わるきっかけづくりとして、市内大学などと連携したイベント開催等を行いました。



森づくり体験会(戸塚区)



森のネイチャーゲーム(瀬谷区)

	森づくりを担う 人材の育成	森づくり活動団体 への支援	市内大学や関係団体等との連携や 区主催による地域の森でのイベントの実施	学校と連携した きっかけづくり
2024年度実績	10回	36団体	115回	推進
5か年の目標	50回(10回)	175団体(35団体)	180回(36回)	推進

暮らしを豊かにするみどりと共に

緑は、わたしたちの暮らしに潤いを与えるだけでなく、多様な機能を持っています。緑を守り・つくり・育む、横浜みどりアップ計画の取組は、その機能を活用しながら地球温暖化など社会の様々な課題の解決にもつながっています。

市民の森とは・・・

横浜市では1971年に全国に先駆けて、緑地を保存しながら、その緑地を市民の散策や憩いの場として公開する「市民の森」制度を創設しました。

横浜みどりアップ計画開始から16か所増え、現在43か所が開園しています。市民の森では、愛護会や森づくり活動団体など多くのボランティアが、草刈り、間伐、生きもの調査や環境教育といった「良好な森をつくる活動」を行っています。



上川井市民の森(旭区)

緑の多様な機能

- ▶防災・減災 ▶暑さを和らげる ▶多様な生き物のすみか
- ▶地産地消 ▶美しい景観 ▶環境教育・農体験
- ▶街の賑わい・魅力 ▶地域のコミュニティ など

そして ★健康づくり・レクリエーション

市民アンケート調査では、
今後「最もおこなってみたい取組」として
**森の散策・ウォーキングが
1位に**

横浜の身近な緑を楽しもう！

「市民の森」へ行ってみよう！

市民の森 横浜

検索



市民が身近に農を感じる場をつくる



柱2

水田・農地が保全されています

●水田や農地を維持するために支援を行い、多様な機能をもつ良好な農景観を保全しました。

	水田保全面積	遊休農地の復元支援
2024年度実績	112.5ha	0.89ha
5か年の目標	115ha	3.0ha(0.6ha)



農とふれあう機会が増えています

●市民が気軽に楽しめる収穫体験農園の開設支援や、横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室など、農とふれあう場づくりを行いました。マルシェや直売所への開設支援や「はまふうどコンシェルジュ」によるイベント開催等の地産地消の取組を通じて、農とふれあう機会を増やしました。



	様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室などの実施	直売所・青空市等の支援	市民や企業等との地産地消の連携
2024年度実績	3.38ha	119回	62件	15件
5か年の目標	19.5ha(3.9ha)	450回(90回)	285件(57件)	75件(15件)



市民が実感できる緑や花をつくる



柱3

まちなかでの緑が創出されています

●緑の少ない市街地でも身近に緑や花を実感できるよう、緑豊かな公園を整備しました。地域で愛されている桜並木の再生など街路樹による良好な景観づくりを進めました。

	シンボリックな緑の創出	街路樹による良好な景観づくり
2024年度実績	緑の創出 3か所	18区で推進
5か年の目標	緑の創出 5か所	18区で推進

2024年7月に開園しました



緑や花があふれる地域づくりの支援が行われています

●植栽や花壇の整備への助成、アドバイザー派遣などにより、地域で取り組む緑のまちづくりを支援しました。オープンガーデンをはじめ、緑や花を通じた地域のコミュニケーションの活性化を図りました。また校庭や園庭の芝生化や植樹、生きもののすみかとなるビオトープなど、子どもを育む空間での緑の創出を行いました。



	地域緑のまちづくり	緑や花を身近に感じる各区の取組	人生記念樹の配布	子どもを育む空間での緑の創出
2024年度実績	7地区	18区で推進	6,915本	28か所
5か年の目標	35地区(7地区)	18区で推進	40,000本(8,000本)	100か所(20か所)

緑や花で賑わいの空間がつくられています

●山下公園や日本大通りなど都心臨海部等で緑や花による魅力ある空間づくりを進めました。

	都心臨海部等の緑化による魅力ある空間づくり
2024年度実績	推進
5か年の目標	推進



広報の活動

横浜みどりアップ計画の取組と成果を多くの皆さまに知っていただくために、イベントへの出展や広報紙への記事掲載、SNSなど様々な手法を用いた広報を展開しました。

みどりアップのイベントや体験スポット、「よこはまこどもみどりアップ」についてはこちらをご覧ください。



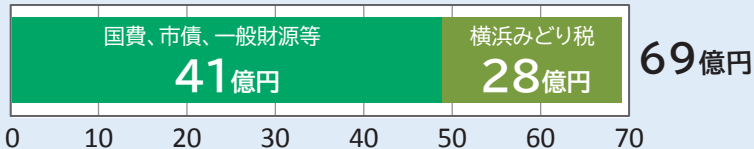
デジタルサイネージでのPR画像放映(関内駅北口)



よこはまこどもみどりアップ

事業費と横浜みどり税

● 1 か年(2024年度)の事業費(うち横浜みどり税)



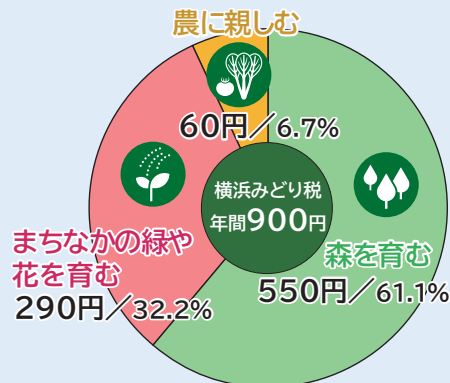
横浜みどり税の課税方法

【個人】市民税の均等割に年間900円を上乗せ

※所得が一定金額以下で市民税均等割が課税されない方を除く

【法人】市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ

● 一人当たりの横浜みどり税の使いみち



● 横浜みどり税の使いみち

使いみち① 樹林地・農地の確実な担保

- ・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
- ・水田の保全 など

使いみち② 身近な緑化の推進

- ・地域緑のまちづくり
- ・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり など

使いみち③ 維持管理の充実によるみどりの質の向上

- ・森の多様な機能に着目した森づくりの推進
- ・街路樹による良好な景観づくり など

使いみち④ ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

- ・森づくりを担う人材の育成
- ・収穫体験農園の開設支援 など



寺家町での水田の保全(青葉区)



野庭団地での花壇の手入れ(港南区)



古橋市民の森における良好な森の育成(泉区)



自然観察講習会(保土ヶ谷区)

横浜みどりアップ計画市民推進会議の活動

横浜みどりアップ計画市民推進会議は、公募市民や学識経験者などから構成されている組織です。取組の検証や現地視察を踏まえ、評価・提案を報告書にまとめているほか、市民目線での情報発信を行っています。



取組の現地レポートはこちら

実績報告書は、市ウェブページをご覧ください。区ごとの実績もご覧いただけます。



横浜みどりアップ計画

検索



横浜みどりアップ 葉っぱー

お問合せ

「横浜みどりアップ計画」の広報について

みどり環境局戦略企画課 TEL 045-671-2712 FAX 045-550-4093

「横浜みどり税」について

【個人市民税】各区区役所税務課または財政局税務課 TEL 045-671-2253 FAX 045-641-2775

【法人市民税】財政局法人課税課 TEL 045-671-4481 FAX 045-210-0481



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



公式マスコットキャラクター トンクットンク

GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

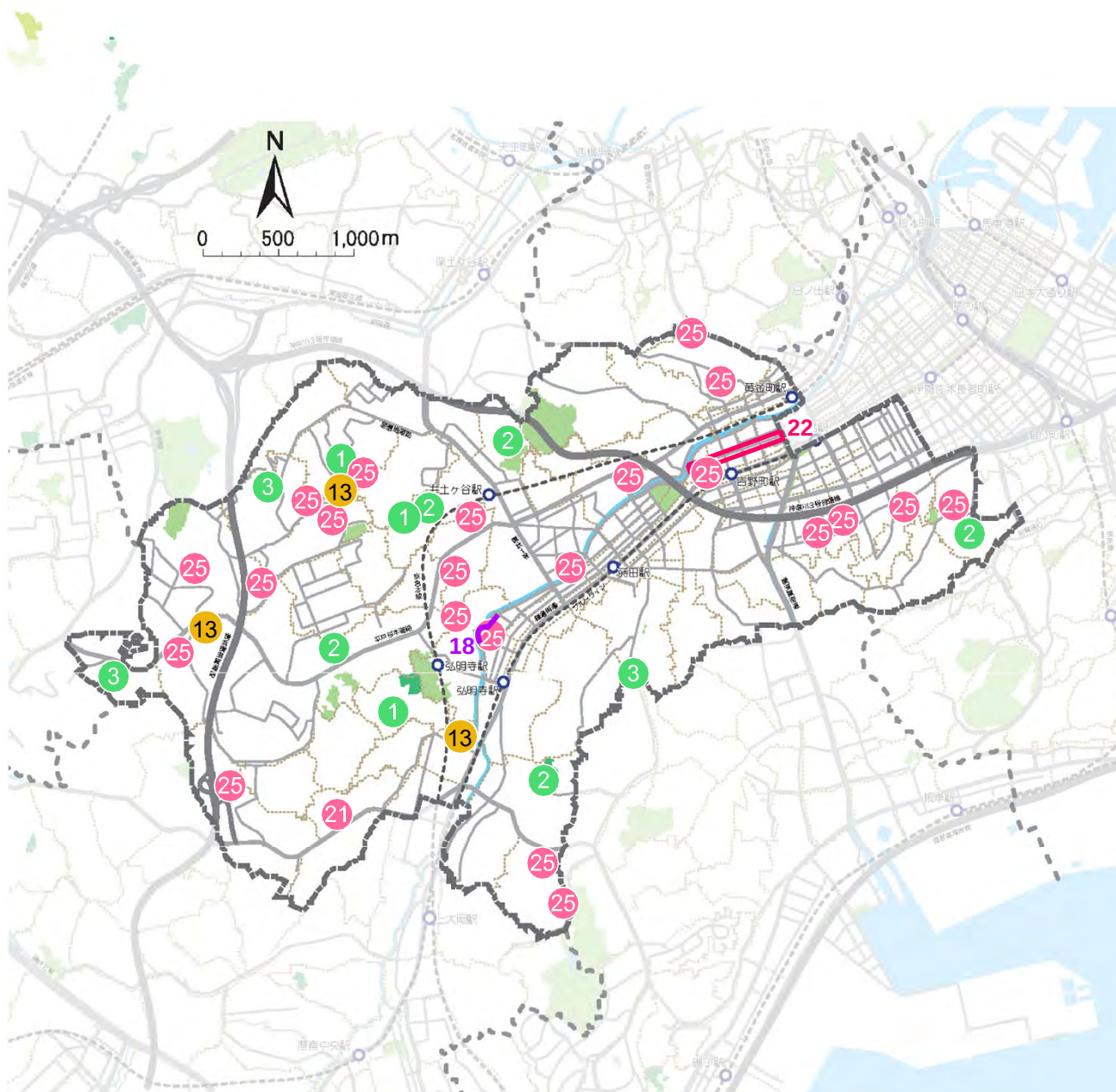
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©Expo 2027

第4章 各区の実績

- ・各区における実績マップに示されている取組の場所は、実際の位置を正確に示すものではなく、おおよその目安としてご覧ください。
- ・市域全体から広く参加者を募ったイベントや講座など、全市的に効果が及ぶものは各区の実績には含めていません。

南区における実績



凡例

- 柱1 次世代につなぐ森を育む
- 柱2 農を感じる場をつくる
- 柱3 実感できる緑や花をつくる

※○の中の番号は、取組番号を示します

- 8 取組8 水田の保全
- 18 取組18 並木の再生
(街路樹による良好な景観づくり)
- 22 取組22 地域緑のまちづくり

- 特別緑地保全地区
- 市民の森・ふれあいの樹林
- 公園緑地
- 農業専用地区
- 主な道路
- 高速道路
- 鉄道・鉄道駅

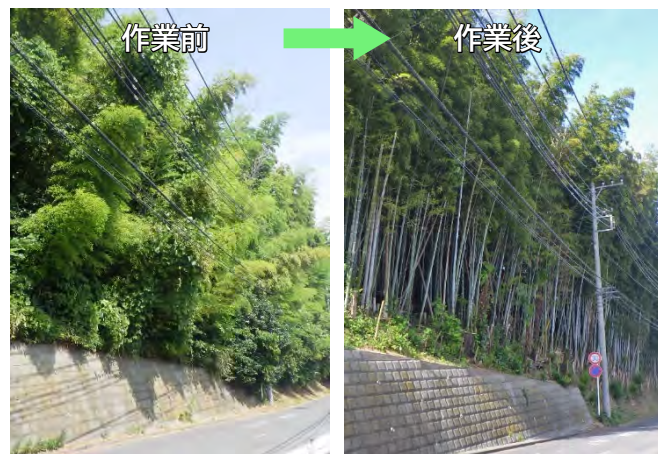
4 各区の取組

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

取組 1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
新規指定 緑地保存地区 永田北二丁目



取組 3 指定した樹林地における維持管理の支援
六ツ川四丁目



柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

取組 13 市民が農を楽しみ支援する取組の推進
農のコーディネーター派遣
永田中学校



柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

取組 18 街路樹による良好な景観づくり
並木の再生 大岡川プロムナード(整備中)
サクラ(ジンダイアケボノ)



取組 23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
地域の花いっぱいにつながる取組
花苗の配布 山ノ下公園



取組 24 人生記念樹の配布
南区庁舎



4 各区の取組

柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

●取組1 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

・緑地保全制度による新規指定

緑地保存地区 0.31ha

永田北二丁目

・市による買取り

公園樹林地部等 41㎡

永田東緑地管理用地

・保全した樹林地の整備

1か所 中里三丁目特別緑地保全地区

●取組2 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

・森の維持管理

樹林地 2か所

大岡三丁目緑地／永田東緑地

公園 3か所

唐沢公園／南太田四丁目公園／六ツ川中央公園

●取組3 指定した樹林地における維持管理の支援

・維持管理の助成

3か所 永田台／蒔田町／六ツ川四丁目

●取組6 森に関わるきっかけづくり

・市内大学や関連団体などとの連携や区主催による地域の森でのイベントの実施

3回 各種イベント(3回)

柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

●取組13 市民が農を楽しむ支援する取組の推進

・市民が農を楽しむ支援する取組の推進

コーディネーター派遣 3回

永田中学校／南小学校／六ツ川西小学校

柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

●取組18 街路樹による良好な景観づくり

・街路樹による良好な景観づくり

良好な維持管理 569本

永楽町一丁目通り・永真北通り・永真仲通り／鎌倉街道ほか

並木の再生 1路線

大岡川プロムナード※整備中・サクラ(ジンダイアケボノ)

●取組21 名木古木の保存

・名木古木の保存

維持管理の助成 2件

別所二丁目(2件)

●取組22 地域緑のまちづくり

・地域緑のまちづくり

継続支援 1地区

お三の宮通り周辺地区

●取組23 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

・緑や花を身近に感じる各区の取組

各区の取組

身近な公園の魅力アップ

身近な公共施設での緑の育成 1か所

南区庁舎

地域の花いっぱいにつながる取組

球根の配布(東橋公園など83か所)／花苗の配布(大谷戸公園など5か所)／堆肥の配布(東橋公園など57か所)

●取組24 人生記念樹の配布

・人生記念樹の配布

222本

●取組25 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

緑の創出 4か所

石川小学校／井土ヶ谷小学校／太田小学校／藤の木中学校

緑の育成 18か所

井土ヶ谷保育園／しろばら保育園／石川小学校／井土ヶ谷小学校／大岡小学校／太田小学校／中村小学校／永田小学校／永田台小学校／日枝小学校／藤の木小学校／別所小学校／南太田小学校／六ツ川小学校／六ツ川西小学校／南中学校／永田中学校／六ツ川中学校

よこはまの緑を 未来を担う 子どもたちのために

暮らしを支え、豊かにする緑を未来に残すために、
横浜市は、市民・事業者の皆様「横浜みどり税」をご負担いただき、
緑をまもり、つくり、育む「横浜みどりアップ計画」を進めています。



横浜みどり税について

横浜みどり税の 税額

個人市民税均等割に年間 **900 円** を上乗せ

※法人の場合は、年間均等割額の9%相当額を上乗せ

※課税年度は、令和10年度までです。



横浜みどり税の 使途

「横浜みどりアップ計画」の
うち、下記の横浜みどり税の
使途に該当する事業へ横浜み
どり税を充当します。

- ・樹林地・農地の確実な担保
- ・身近な緑化の推進
- ・維持管理の充実による
みどりの質の向上
- ・ボランティアなど市民参画
の促進につながる事業

横浜みどり税（年間 900 円）の使いみち

農に親しむ

- ・農景観をまもる
- ・農にふれあう（農体験）

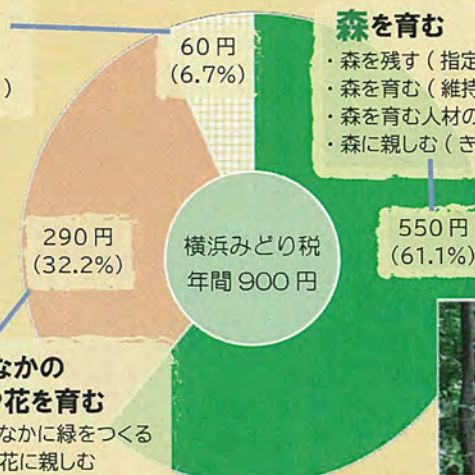


まちなかの 緑や花を育む

- ・まちなかに緑をつくる
- ・緑や花に親しむ

森を育む

- ・森を残す（指定・買取り）
- ・森を育む（維持管理など）
- ・森を育む人材の育成（活動に対する支援）
- ・森に親しむ（きっかけづくり）



横浜みどりアップ計画 [2024-2028]

横浜みどりアップ計画



計画の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

- ・緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
- ・地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
- ・市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



みどり税を活用した取組

市民とともに
次世代につなぐ**森**を育む

5か年の主な取組

- 樹林地の新規指定と買入れ申し出への対応
- 指定樹林地への維持管理支援
- 森に親しむきっかけづくり

市民が身近に
農を感じる場をつくる

5か年の主な取組

- 水田保全への支援
- 農園の開設など、農とふれあう機会の全市的な展開

市民が実感できる
緑や花をつくる

5か年の主な取組

- まちなかでの緑の創出や街路樹等による景観づくり
- 地域での緑や花の取組支援
- 子どもを育む空間での緑の創出・育成

市民・事業者の皆様に取り組の意義や成果、緑がもたらす効果をわかりやすく伝えることで、取組への共感と、緑のある暮らしの実感につながる**広報**を展開



森林環境税（国税）と横浜みどり税

Q

国の森林環境税と横浜みどり税はどう違うの？



A

目的と使いみちが異なります。

森林環境税は、林業が成り立たない地方の山間部の森林整備や、国産木材の利用促進を主な目的として創設されました。横浜市では、木材利用の促進を図るため、学校施設や公園などの市民利用施設の木材利用工事に活用しています。

横浜みどり税は、市内の緑の保全・創造を目的としたものであり、樹林地の買い取りや、まちなかでの緑の創出などに活用しています。森林環境税と横浜みどり税は、趣旨と使いみちが異なります。

●森林環境税（国税）・森林環境譲与税について

趣旨（目的）	わが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための地方財源を安定的に確保するため
課税手法・税率	年間1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収
課税期間	令和6年度から
市町村への譲与	国が令和元年度から一定の基準で譲与（令和5年度までは、地方公共団体金融機関の準備金を活用）
使いみち	間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

※このほか、神奈川県では、水源環境保全・再生のために、個人県民税に対する超過課税を実施しています。

【お問い合わせ】

- 「横浜みどり税」について
▶区役所税務課 または 財政局税務課 電話：045-671-2253 FAX：045-641-2775
- 「横浜みどりアップ計画[2024-2028]」について
▶みどり環境局戦略企画課 電話：045-671-4214 FAX：045-550-4093